

平成19年第2回京丹波町議会定例会（第2号）

平成19年6月13日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18人）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
副町長	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	上田進君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・藤田正夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本町新規採用職員が、本定例会における一般質問を、研修のため傍聴したい旨届けがあり、許可しましたので報告いたします。

本日の会議に、瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、横山 勲君の発言を許可します。

5番、横山 勲君。

○5番（横山 勲君） おはようございます。5番、横山 勲でございます。

最初に、今回の不祥事につきまして、極めて憤りを感じております一人であります。

私は、今日まで、職員の資質向上につきまして、一般質問で二度にわたり質問をいたしました。公僕として、町民の模範としての行動をただしてまいりました。都度、少し厳しく指摘をいたしましたことに、自責の念にかられたこともありましたが、町長は常に答弁の中で、「さらに一層気を引き締め、職務遂行に当たるよう、綱紀徹底を全職員に通知した。今後と

も、高い意識を持ちながら、住民より信頼される職務遂行に努める」と答弁をされておりますが、本当に残念でなりません。

去る5月30日の全員協議会の事件報告の中で、逮捕者は別といたしまして、町長は事件の任意によります事情聴取者より、警察の事情聴取、捜査、取り調べを受ける中で、事態の重要性について、ここで初めて事態の深刻さを認めたとの話があったとの報告がございました。私は、この報告に対して耳を疑ったわけでございます。

彼は、少なくとも職員を指導する立場の職員であります。余りにもレベルの低さといえますか、それ以前の問題でありますと思いますときに、彼と彼を取り巻く職場の常識に愕然といたしました。

これにあわせまして、これがまた我が町、我が京丹波町の職場の風土かと思いますときに、背筋に冷たいものを感じたものでございます。そのことは私一人ではなかっただろうというふうに、あわせて感じます。全く裏切りにあった思いであり、町長も同様のお考えであったと推察を致しております。

事件の真相につきましては、今後の司法の調査を待たなくてはなりません、職員の資質向上に町長も少し甘かった、自分自身を正直に見つめ直し、問い質さなければならないと述べられておられました。

職場教育以前の問題ではあると思いますが、今後の取り組みに期待をいたしまして、通告書に基づきまして質問に入ります。

前段が少し長くなりましたが、私からは、経営改善に向けての事項について2点、文化財保護について2点、町長並びに教育長の所信についてお伺いをいたします。

最初に、町長に、公債費負担適正化計画の内容につきましてお尋ねをいたします。

この質問につきましては、さきの19年度の第1回の3月定例会におきます一般質問でもお尋ねをいたしましたが、町長は答弁の中で、現在素案について京都府と協議中でありますと。概要は、計画期間を平成18年度から平成24年度までの7年間として、24年度には実質公債比率を16.8%に引き下げることとして、事務事業の見直しや職員定数の適正化などのより一層の行財政改革の推進、公営企業会計への一般会計への繰出金の節減などにより、財源の確保を図り、繰上償還の実施と地方債発行の抑制との答弁でありましたが、これら公債費負担適正化計画の24年までの7年間の具体的な内容につきまして、つまり、その間の年度ごとの起債の償還計画の内容、起債の発行の計画の内容、起債残高と交付税算入の状況、実質公債費比率の推定推移等につきまして、まず最初にお尋ねをいたします。

いずれにいたしましても、長期的視点に立った財政運営が求められるわけでございますが、

臨時財政対策債などを除きました実質的なプライマリーバランスの動向に留意しながら、町債発行を適切に管理し、町債残高の減少など、強力な財政運営が求められるわけですが、何年後に町債残高が減少に転じてまいりますのか、あわせてお尋ねをいたします。

2点目のお尋ねであります。

これも、公債費負担適正化計画とも関連をいたしますが、町のホームページによりますと、行政改革を進めるための指針策定となる京丹波町行財政改革推進会議委員の公募がなされておりました。行財政改革を今後進めようとしております姿をお伺いいたしておるわけですが、いずれにいたしましても、行財政体質の抜本的な改革によります持続可能な財政構造の確立が急務であり、長期視点に立った財政運営が求められるわけでございます。

私は、改革の視点といいますか、取り組みが必要な事項は、基本的には3点だというように私は理解をいたします。

1点目には、これも一般質問で12月と3月の定例会におきまして、19年度の予算編成の考え方につきまして少しお尋ねをいたしました。町民の目線に立って、集中と選択による事業展開であります。そして、コスト意識と成果といいますか、結果を重視する事業展開並びに、町民、民間企業との役割分担と協働であります。

2つ目には、企業論で言いますと、経営管理のあり方と、その手法の見直しであります。

効果的に、効率的な行財政体制の整備を、いわゆる目標達成型の組織、執行体制の整備であります。長期的視点に立った将来の財政見通しを見据えた、適切であり、健全な財政の運営であります。

3点目には、これもさきの一般質問でも質問いたしましたが、積極的な町税の増収策、自主財源の確保であります。また、課税と徴収体制の再構築であります。これらの視点に、数値的目標を含めて、部門別に経営改善計画、行財政改革の具体的な方針を加えます。

以上の3点が、どうしても行財政改革には必要な視点であると私は考えております。これらの視点に合わせまして、これら経営改善を町民とともに推進する仕組みが必要であります。

さらに、町民にわかりやすく、財政情報の作成と公開、経営改善の外部を含めた評価体制の整備は、さらに欠かすことのできない事項で、どうしても必要であると思っておりますが、町長の所信についてお尋ねをいたします。

私は、何をやるにいたしましても、事業の評価といわゆるマネージメントサイクルの確立が何よりも大切であると考えます。いわゆるプランを立てる、計画を立てる、そしてそれを実行する、そしていわゆるチェック、評価をする、その評価に基づいて改善をする。このサイクルを確立して、その適切な循環によります最少の経費で最大の効果を上げるような施策

を講ずるべきであります。

こうした事務事業の評価の結果を、予算の編成や組織の改正に、改革に反映させる仕組みづくりが最も大切なことと思いますが、あわせて町長の所信についてお尋ねをいたします。

次に、教育長に、町の文化財調査研究と保護に関します基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

文化財保護は、先人が過去の歴史の生活の中で生み出されました文化を保存し、活用することにより、国民の文化的向上を図るとともに、人類文化の発展に寄与するものであります。

本町は、昭和55年より発掘されました美月遺跡や蒲生遺跡から、弥生時代には人々がこの地に住み、歴史を刻んでまいりました跡があります。また、有形文化財であります12基の古墳からなります塩谷古墳群では、この丹波地方では唯一の発掘の、神に仕えます女性「みこ方埴輪」も出土がなされております。ここでは、1500年前からの文化の香りを今に伝えております。

しかし、この古墳も、所有は曾根の生産森林組合であります。整備が平成3年に実施はされておりますが、草が生い茂り、みすぼらしい状態であります。

また、旧丹波町には、50基以上の古墳や遺跡が発掘されておりますが、すべて草が生い茂り、これまた荒れ放題の状態であり、既に宅地造成や圃場整備などで消滅し、また野獣が生息し、全壊、半壊の状態の古墳と遺跡があります。本町のこれら文化財の調査研究、保護については、お粗末と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

旧町、瑞穂では、ふるさと体験資料館が平成3年7月に整備をされておりました、私たちの暮らしの中で日常生活の必要性和工夫からつくられ、用いられてまいりました道具など、収集して保管がなされておりますが、運営は資料館委員会に委託され、常には閉館状態となっております。

また、質美にも、土人形の資料が1,600点近く保管され、毎年4月には人形展が開催されると伺っておりますが、これまた日々の管理はお粗末な状態であります。

また、いろんな各種の文化的資産が資料として整備がなされておりますが、これらの整備されております著書も、いまだ合併前の旧町のままでございまして、旧丹波町は、「丹波ふるさと探訪」で一定の整理がなされておりますが、旧瑞穂町ではいまだ旧村単位の資料と承っております。また、旧和知町では、平成7年発刊の町史に掲載がなされている程度であります。

近隣の市町村の例を見ましても、旧園部町では文化博物館を有しておりました、博物館法

に定められた専門知識を持つ学芸員2名を含めます5名の職員を配置されております。

また、旧日吉町でも、郷土資料館を設置し、学芸員を含めます3名で、旧八木町でも、学芸員の専門員2名を配し、それぞれの町の文化財調査研究と保護に対処がされておりますが、本町の実態はいかがなものでありましょうか。極めてお粗末と言わざるを得ない状態ではないでしょうか。

私は、先ほども述べましたが、塩谷古墳群より出土いたしました「みこ方埴輪」などは、この地方では唯一の埴輪であります。また、多くの古墳から出土いたしました遺物も、今はどこにこれらが保管されておるのでしょうか、今はどうなっておるのでしょうか。

確かに、中央公民館の2階に若干の展示品とともにレプリカで展示がなされておるようでございますが、さらにまた、あの話題を呼びました、これは遺跡ではありませんが、隕石であります。これらの展示品もレプリカではないでしょうか。

先ほど、素案として構想が発表されました京丹波町総合計画構想で、高原文化の創造と発信を大きな柱として掲げて、これから基本施策について検討が進められるわけでございますが、これまた極めてお粗末な状態と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

そこで、最初に教育長にお尋ねいたしますが、これら貴重な文化財は、今生きている私たちの役割として、文化財の調査、保護、管理と、後世に語り、引き継ぐ責務があると考えますが、専門の学芸員の設置と、関係する資料の整備、博物館の整備などにつきまして、教育長の所信についてお尋ねをいたします。

次に、これら遺跡の分布状況とその概要及び保護についてお尋ねをいたします。

地方公共団体は、文化財保護法で、文化財包蔵地について、資料の整備、その他、その周知徹底を図るため、必要な措置の実施に努めなければならないと定めております。当然のことながら、埋蔵文化財は土地に包蔵がされております。

土地は、文化財の有無に関係なく、私有財産として、あるいは公共的利益としてさまざまな用途に供与がなされております。

文化財の保護、または活用を図るためには、土木工事などの開発行為といかに円滑に調整し得るにかかっております。そのため、埋蔵文化財包蔵地の開発に当たりましては、これは一般の開発と国や地方公共団体ではその内容が少し異なるようございますが、60日前には文化庁長官に届け出を義務づけております。しかし、これら埋蔵文化財包蔵地は、分布調査によりましてその所在が確認され、資料として整備され、出版物などの形で周知がなされ、また地方公共団体はその周知徹底の努力が法により定められておりますが、本町の場合、これらの整備がなされ、徹底がなされておるのでしょうか、どうなんでしょうか。実態は、

京都府の資料に頼っている、そんな状態ではないでしょうか、どうなのでしょう、お尋ねをいたします。

京都縦貫自動車道の予定地には、さきにも述べましたが、塩谷古墳群が近くにもあります。私が調べました範囲でも、多くの埋蔵文化財包蔵地がこの地方に点在をいたしております。その他、27号のバイパス、また畑川ダム関連の事業など、公共工事をはじめとして民間による開発も多く行われております。

先にも述べましたが、我が町京丹波町として、これらの遺跡の地図、分布の状況、所在地の明示、これらの周知徹底、その保護と活用がどのようにされているのかをお尋ねいたします。

このまま推移をいたしますならば、後世に取り返しのつかない状態を招くのではないかと心配をいたしております。

また、町民から見ましても、他町から見ても、極めてお粗末な状態であると私は思います。

土木との関連がありますので、町長にお尋ねをすべきだと思いますが、まず教育長に所信についてお尋ねをいたしまして、以上、私からの第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

それでは、横山 勲議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

冒頭お触れをいただきました職員の不祥事につきましては、先般も申し上げさせていただきましたように、今捜査中でございます。本当であってはならないことが起きたわけでございます。よくこれの原因究明、そしてまた再発防止に向けた取り組みに万全を期していかなければならないというふうに思っております。

この後、3名の議員の皆さん方から、この件に関してご質問をいただいておりますので、それぞれに現状考えておりますこと、そしてまた今日まで取り組んでまいりましたこと、触れさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

まず、経営改善に向けての1点目、公債費負担適正化計画の内容でございますが、策定をいたしました適正化計画の概要では、最終年度の平成24年度の実質公債比率を17%としております。この間における元利償還額は143億2,900万円、うち、売上償還額6億円、地方債発行額91億6,800万円を推計し、平成24年度での普通会計での地方債現在高は、18年度の178億1,600万円から、148億700万円まで減少を見込んでおります。

なお、このご質問の期間中のそれぞれの項目の年度ごとの具体的な数値等につきましては、資料として配付させていただきたく存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、プライマリーバランスはこの間すべて黒字で推移し、地方債現在高は平成19年度から減少していくと見込んでおります。

2点目の財政改革の視点と評価体制について、少し乱暴な言い方ではありますが、私は今日の地方財政危機を語るのに、その根源は国の政策によってもたらされたと強く感じる一人であります。

バブル崩壊後の国の経済対策のために地方財政が動員され、地方債務を膨張させた上、地方債の償還がピークになる平成10年代からその償還財源である地方交付税を大幅削減し、地方財政を危機に追いやり、地方分権の確立と市町村合併がワンセットで推進された構図が見えてきます。

行財政改革の視点をどこに置くかはさまざまな意見が交わされるところでありますが、すべて町民の皆さんにかかわる事柄であり、慎重に配慮しながら行政サービスの到達度や評価制度の構築、情報公開による透明性の確保に努めてまいりたいと存じます。

公募しておりました行政改革推進委員には、若干名のところ6名の応募をいただきました。このことも、町民の皆さんの関心のあらわれだと思っております。

議員がお述べになられましたお考えも含め、住民生活の視点に立った行政改革をぜひとも実現できるよう、努力を重ねてまいりたいと存じます。

以上、議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） それでは、横山議員さんの文化財保護につきましてお答えをさせていただきます。

町内には、国指定の7つの重要文化財をはじめ、京都府あるいは京丹波町指定等の文化財が61点ございます。いずれも、所有されております皆様のご理解とご協力によりまして、慎重な管理がなされていると存じております。

また、京丹波町教育委員会といたしましても、京都府教育委員会、そして京丹波町文化財保護委員の方々のご指導とご協力を得ながら、適正な管理や運営に努めているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、文化財の調査研究保護につきましては、専門的な知識や技術を必要とするものでありますことから、現在の文化財係の職員に研修の機会を設け

ることによりまして、専門的な知識を習得させ、より充実した対応を図ってまいりたいと存じております。

博物館整備のご提案もいただきましたが、現時点では設置できる状況にはございませんので、ご理解を賜わりたく存じております。

なお、塩谷古墳から出土いたしました「みこ埴輪」につきましては、貴重なものでもございますので、現在、京都府教育委員会管理下のもとに保管、管理をされております。

次に、土地開発と埋蔵文化財の関係のご質問でございますが、開発する場合は当然のことながら届け出の義務がございます。本町におきましては、開発行為の事前調査の段階で土木建築課と連携をして、遺跡等の有無を含めた調査を行っております。

その際、活用をしますのが京都府遺跡地図でございますが、この地図に記してあります埋蔵文化財包蔵地としての遺跡の範囲等は、専門家を含めた京都府教育委員会と本町との間で調整をさせていただいて、京都府教育委員会において決定されたものでございまして、文化財の状況が網羅されているものでございます。したがって、この地図によりまして調査を行うのが最も適切であると存じております。

昨年度は2件の届け出がございまして、京都府文化財保護課と協議を行い、適切に処理をさせていただいております。

なお、昨今のめまぐるしく変化いたします生活の中で、個人所有の物件等で無意識のうちに処分あるいは形状変更して、文化財的価値を損ねる、あるいは損失するというものもないとは言えませんので、今後も文化財保護の重要性、また手続等につきまして、しっかり周知を図ってまいりたいと存じておりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） ただいまご答弁をいただいたわけでございますが、先般の公債費負担適正化計画の関係でございますが、資料として一部いただけるようなご答弁をいただいたわけでございますが、先ほど町長の方からご答弁をいただきました全内容につきましていただきますようお願い申し上げておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、行財政改革が強い意思で進めなければならないわけですが、私は、もっと具体的に数値目標と年度目標を明らかにして、町民の協力を求めなければならないのではないかというふうに思うわけでございます。

私は、数字目標、年度目標のない経営改善策は、言葉が非常に悪いですが、言い換えれば本当にお寺の念仏になるのではなかろうかなと、そんな思いをする一人でございます。

ことしの2月にも、効率的な行政運営体制の確立に向けてとして、平成22年4月までの期間として、第1次の定員適正化計画の方針も示されておりますが、定数の節減など、内容そのものも不十分であります。もっと不十分なことは、この計画にはこのことによって財政の負担が幾ら軽減ができるのか、財政の推定目標が全くないことです。

さきにも述べましたとおり、行財政改革は、職員定数の節減、給与の抑制、公共事業の改革であり、事業手法の改革であります。並びに、施策の集中と選択であります。これも先に述べましたが、評価システムとマネージメントサイクルの確立であります。再度、町長の所信についてお尋ねしておきたいと思っております。

あわせて、文化財保護につきましてお尋ねをいたします。

私は、さきの12月定例会にも、町財産の活用策についてお尋ねをいたしました。旧須知小学校であります。須知小学校は、有効な利用方法が決まらず、一部は現在学童保育指導に、和太鼓の活動の場に、よさこい踊りの練習の場に、また町の資料の保管庫として使用がされておるようではあります。周囲は草が生い茂り、そのまま放置いたしますならば朽ちていきますのは時の問題かと思われま。

須知小学校は、昭和8年から10年にかけて、校舎の全面的な改築が行われまして、木造の建築としては京都府下にも類のない、その建物そのものが歴史的にも価値のあります伝統的建造物であります。今なお、その時代の勇姿を呈しており、まさに須知小学校は博物館であります。

これら須知小学校博物館として整備し、京丹波町に眠りますさまざまな歴史的な文化財を一箇所に集約し、光を当て、京丹波町総合計画構想に示されております、高原文化の創造と発信の基地としての利活用が望まれるわけですが、これは総合計画との関連、町財産の活用と有効利用の観点がありますので、町長の所信についてお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 具体的な数値目標等につきましては、本年度において行政改革大綱策定に向けまして、行政改革推進委員会を設置して、その全体像について各分野に携わる方々から意見をいただくことといたしております。

大綱の策定によりまして、今後の行政改革の進むべき道筋が一定明確化されることとなり、については方向性も一定お示しできるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況を踏まえた中で、それらの解消に向けての取り組みと住民サービスの維持確保との均衡を図りつつ、また受益と負担のあり方を再認識し、

さらには住民・地域協働による住民自治の推進をさらに強化していく中で、具体的な行政改革に向けたさまざまな施策の展開を住民の方々にもお示しする中で、積極的に推進していかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、旧須知小学校の状況でございますが、ご指摘のとおり、現在は学童保育教室として、また文書保管庫等として使用をしておるところでございますけれども、ご指摘のように草も非常に伸びた中で、一定の管理は行っておるところでございますけれども、十分とは言えない点もあろうかというふうに思っております。

施設全体等見てみますと、議員おっしゃるとおり、非常に建物としては価値があるというふうには思っておりますけれども、一方、老朽化も進んでおりまして、雨漏り等の箇所がところどころ見られるようになってきております。

施設全体の利活用方法等につきましては、検討が急がれるわけでございますが、現在町内部の組織である町有土地及び施設等の利用検討委員会を立ち上げ、施設のあり方、活用方法等について検討を始めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 次に、今西孝司君の発言を許可します。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。美里会の今西です。

さて、今年早々には、全国で一斉地方選挙が行われ、この地域でも府会議員の選挙が行われました。京丹波町からは、上田氏が立候補され、際どい結果ではありましたが、見事当然を果たされましたことに、衷心よりお喜びを申し上げます。

結果的には、片山氏が浮動票をひとり占めされ、ほかの候補が全員大きく票を減らす結果となりましたが、思わぬ結果になったにしろ、それは選挙の結果であり、選挙民の意思であることは認めざるを得ないことであります。

また、長崎市長選のさなか、現職の市長が凶弾に倒れられるという惨劇が起きました。衷心より哀悼の意をささげるものであります。

また、その後の選挙戦では、伊藤市長の志を継いで立候補された娘婿を破り、市の課長が当選をされるという、大方の予想を覆す形で新市長が誕生しました。これもまた、世の中の流れが変わってきていることのあらわれではないでしょうか。選挙は、本当に魔物であると言えるのではないのでしょうか。

それでは、先に提出いたしております通告書に従いまして、私、今西孝司の6月議会における一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、3月議会に答申が示され、議決をされました「京丹波町総合計画基本構想」について伺いますが、あくまで基本構想ですので、今後本格的な総合計画が作成されることとなりますが、この基本構想に関連することも含めてお伺いをいたしたいと思います。

私なりに内容を抜粋して、8項目にわたり質問を行いますので、わかりやすい答弁をお願いいたします。できれば、担当課長からも詳細にわたり答弁をいただければと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

1項目としては、基本構想で仕方がない面もあるかもしれませんが、基本構想として示されている計画では余りにも抽象的過ぎて、その言わんとしている内容がつかみ切れないように思われますが、この基本構想は柱であり、今後枝葉の部分を肉づけしていくとのことですが、細かな構想についてはいつごろをめどに策定されるのか。

また、住民の意見を聞く町政懇談会が開かれると聞いていますが、今後10年間のまちづくりの基礎となる京丹波町の基本法のようなものを策定されるわけですから、住民の意思が端々にまで反映されるべきだと思いますがいかがでしょうか。

町政懇談会は、旧町ごとに4カ所で開催されるそうですが、申しわけ程度の会場で開催するのではなく会場はできるだけ細やかに回り、より多くの住民の意見を酌み上げるようにしていただきたいと思います。特に、高齢の方の参加が少なくなってしまうのではと懸念されますが、いかがでしょうか。

2項目を伺いますが、「立地的・自然的特性」としても、基本構想の中では後ろ向きというか、マイナス的な表現が目立ちますが、こうしたことは避けようのない現実でありますので、マイナス面をプラスとしてとらえ、それを逆手にとって今後のまちづくりに生かしていく方策を講じることこそが重要であると考えますが、どのようにとらえておられるのか、その考えをお聞かせください。

3項目目は、「地域に根づく伝統文化」として数々の伝統文化が紹介されていますが、地域振興会のようなものを発足させ、その一部地域の人任せにせず町を挙げて取り組むべきだと思います。団塊の世代が一気に定年を迎えます、京丹波町出身者がふるさとに帰って余生を送りたいと思える文化の根づく町になるためにも、文化・芸能が盛んな町を目指すことが大切ではないでしょうか。都会に生きる京丹波町出身者がふるさとに誇りを持てるようなまちづくりは、郷土の文化であり、芸能ではないでしょうか。それらの文化・芸能を守っていくことを住民だけの努力に任せておかないで、もっといい方向に持っていくことが大切ではないかと思います。

4項目目の「工場の進出・住宅団地の開発」については、私も3月議会一般質問で取り

上げ、「町民人口を増やす取り組み」として質問を行いました。が、「わらびの工業団地内」に販売業者の大きな看板が立っていました。そのことについて質問し、解決を図るべきだと訴えようとしたのですが、私の思いが通じたのか、通告書を提出した後でしたが、6月4日に再度現地を見に行きますと、問題の看板の上にコンパネのようなものが打ちつけられ、文字は隠されていました。一応問題は解決したかと思いますが、再度この看板にどのような文字が書き込まれるか心配であります。

相手が民間の企業であり、行政から指導することができないのなら、相手に影響力を持つ団体や個人にお願いをしてでも、再度こうした無意味な行為をしないように申し入れをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。ぜひとも一考をしていただきたい。

そうでないと、あそこに進出しようとする企業があっても、二の足を踏むことになりかねません。そのように思われませんか。せっかくこれまでの文字が消されているので、今のうちに何らかの手を打っていただきたいことを要望しておきます。

また、旧和知町の大倉のヒヨ谷も、水路の整備などが進んでいるが、工場用地・住宅用地としても適した土地であり、その利用目的をはっきりとさせるべきであると思いますが、検討はされているのでしょうか。できれば事業化を目的とした売り出しが望まれますが、どのように考えておられるかを伺いたいと思います。

京丹波町内には、以前に開発され、そのまま放置されたため、原野に逆戻りした住宅地が数多く存在しています。こうした住宅地を再開発し、住宅を建築させることこそが最も重要な課題であると思いますが、いかがでしょうか。

「今後、住宅整備が予想される」というような他人任せのような消極的な取り組みで、だれかがやってくれるだろうというような、だれかの動きに期待するというようなことではなく、「積極的に進める」として行政が動くべきだと思いますが、どうでしょうか。

5項目目に伺いますが、「観光・交流の取り組み」として、多くの施設・観光地があげられていますが、それらの施設を結ぶ交通網の再編が望まれます。

例えば長老ヶ岳は、京都府内でも有数の名山であります。登山としても、ハイキングとしても、都会から訪れる人が期待できます。こうした都会から訪れる人のためにも、土・日・祝日にもバスを運行させるべきだと思いますが、その考えはありませんか。

乗る人がいないから運行はさせないというのではなく、運行をさせることにより、また今度も京丹波町に行き、長老ヶ岳に登ろうという人を呼び込むことが大切ではないかと思いますが、考えを聞かせていただきたい。

また、旧和知町内には、隠れた名所が数々あります。篠原の第二小学校跡の校庭にそびえ

る大イチョウ、大迫の天足さんの大ヒノキ、仏主の七色の木などあげれば切りがありません。

篠原第二小学校は、木造の立派な校舎がそのまま残っています。旧須知小学校の建物も立派な木造校舎です。これらの校舎も観光に生かして使うことも可能であり、懐かしい大正・昭和初期のロマンをよみがえらせることも可能です。田舎の人には見なれた光景であると思いますが、都会の人には心ひかれるものがあるのではないのでしょうか。

これらをめぐる観光コースも打ち出せると思いますし、町内にはもっともっとすばらしいコースをつくることもできると思いますが、具体的な観光の目玉を示すべきではないのでしょうか。

6項目目の質問ですが、「目指す地域構造」では、全町域を「丹波高原ゾーン」としてそれぞれの地域の特性を生かしたエリアに分けて発展させようとしています。こうしたことを検討・計画する上にこそ、「地域振興会」のような組織がより重要視されるべきであると考えます。そして、今後、これらの基本計画に肉づけをしていく上で、地元住民との意思疎通というか意見のすり合わせが最も重要であると思いますが、どのように進めていかれるのかをお聞きかせいただきたいと思います。

下山駅を玄関口とした「丹波高原エントランスエリア」計画は、畑川ダム周辺開発と結んで、下山地域には大きな期待が持てる計画であります。

旧丹波町時代に示されたコンサルタント政策のA～Cゾーンに分けた周辺整備計画は、その後消滅をしたかのようにありますが、下山住民の意識の中にはまだ残っています。

その構想がすべて実現するものではなくても、温泉施設の建設や、町道つけかえ道路、木の谷林道をダム周辺の散策道として、不伐の森などでの森林浴にもつなげることに可能性は膨らむものと思えます。

畑川ダムが完成した暁には、記念行事の一つとして、周辺道路沿いに桜の苗木を植樹してはどうでしょうか。例えば、町民に呼びかけて桜の木のオーナーを募り、苗木を購入してもらって植樹祭を催し、この木は自分の木だという形で育てていくのです。そうすることで、ダムに対する関心も深まりますし、水の大切さにも意識を向けてもらえる機会づくりにもつながるのではないのでしょうか。

国道27号バイパスの尾長野地域に400本の桜の植樹が行われましたが、10年もすれば立派な桜の名所になると思いますが、その名所と関連させ、もっと大きな桜の名所が誕生すれば、町内・町外に大きくアピールさせることができるものと思います。比較的予算もかけないで完成セレモニーもできるのではないのでしょうか。下山駅を玄関口として、ダム周辺と結ぶには、府道丹波三和線と下山バイパスを結ぶ橋りょう計画にも発展させるべきであると

と思いますが、これは京丹波町のみで実現させられるものではないと思います。京都府の方にも働きかけ、何としても実現させるのだという強い意志を持って当たっていただきたいと思っています。

7項目目は、丹波高原食文化の第6次産業化として、特産品の製造販売の推進が示されていますが、大変有意義なことと思われま。例えば、新しい商品の開発製造はどこを拠点にして行われるのか。こうした計画を実現させていこうという意志があるのならば、「食彩の工房」の施設を指定管理者制度に移行させないで、あの施設を生かして使うことができなかつたのかと思いますがいかがだったのでしょうか。他に拠点施設となるべく施設があればそれもいいと思いますし、新しく拠点を建設するのならばどの地域に考えていられるのかをお聞かせ願いたい。

また、下山地域では、畑川ダム対策協議会で「桑茶」の生産販売を行ってはどうかという計画で、島根県の江津市桜江町に研修視察に行ってきました。桑は、割と容易に栽培ができるそうですので、期待が持てるのではないかと考えています。今後、行政も積極的にかかわりを持って、下山地域での桑の栽培に向けて、地元の人たちとの連携を図りながら進めていただければと思います。

8項目目として、最後の項目を伺いますが、「基本構想の実現に向けて」として、第5章で結ばれていますが、この構想の実現こそが最も重要で大切なことであり、計画倒れに終わらないように進めていただきたい。

そのためには、どこにどのような力を入れていくのか。また、事業の優先順位もはっきりと示す必要があると思います。同時に、短期・中期・長期にわたり進める事業の分別を行い、その計画書のようなものを町民に示すべきであると思いますが、全般的に見た町長の決意を最後に伺いたいと思います。

2点目の質問は、「水道工事にかかわる汚職事件」について伺います。

この事件については、「情けない」としか言いようのない事件でありまして、5月30日に開かれました全員協議会では、私はもっと細かな質問をしようと思っていたのですが、議長から、「もっと簡単に」とか、「短くしろ」と横やりが入り、聞けなかつた面もありますので、改めてお聞きいたしますが、新聞で報道されているようなことは改めて聞くまでもなく、新聞に報道されていない部分を詳しく聞きたいわけでありま。

1点目は、起こってしまった事件については細かく詮索をするものではありません。その判断は、司法の場にゆだねられるべきものであって、罪は罪として裁かれるものだと思います。問題は、こうしたことが起き得る土壌があつたのではないかということでありま。

「京都新聞」に掲載されていましたが、町長も重い腰を上げ、改正しようとしておられるようで、それはそれでよいのですが、何か事が起こってからでないといけないというのは困ったことではありますが、私がかねてより、指名競争入札は問題が多く、全国的にも一般競争入札に切りかえられていこうとする自治体が増えていることを指摘いたしましたし、入札方法も電子投票入札・郵便入札に切りかえるべきだと訴えてきました。切りかえても、絶対汚職が行われなくなるという保証はありませんが、少しでも起こりにくくする必要があるのではないのでしょうか。

私は、以前にも言いましたが、合併してから後の公共工事では、旧丹波町内の工事は丹波町内の業者が、旧瑞穂町内の工事は瑞穂町の業者が、旧和知町内の事業は和知町内の業者が落札するという不自然な結果が出ていることは、今回の事件との関連性はないにしろ、しっかりとしないというふうに思います。

こうした思いを町民に感じさせないためにも、今回の事件を大きな転機に、早期に大幅改革を行ってください。

2点目は、贈賄側の業者に対する処分は、恐らく一定期間の指名停止というようなことになるのではと思いますが、そうした甘っちょろい処分が、こうした事件の再発を生むことにつながるのだと思います。ここは、思い切って永久追放ということも考えてもいいのではないかと思います。そのような対処はできないのかどうかということ伺います。

3点目は、「職員は公務員としていかにあるべきか」という教育について伺います。

本来なら、公務員としての心構え・自覚というものは、おのれの行動にはおのれ自身が責任を持ち、襟を正して行動をするべきであると思いますが、それができていれば、今回のような不祥事は発生いたしません。改めて言いますが、「転ばぬ先のつえ」という言葉もありますが、年に一度ぐらいは職員の再教育を行うことも必要ではないかと思いますが、どのように取り組んでいかれるつもりか、お聞きしたいと思います。

4点目は、5月30日の全員協議会で、「行政としても独自の調査を行うべきだ」と質問し、町長も「行う」と答弁をされましたが、今回これを一つのきっかけとしてとらえ、徹底的にうみを出し尽くすことが必要であると思います。どのような取り組みを考えておられるのか、その詳細をお聞かせください。

目前に迫っている町政懇談会においても、的確な説明・おわびができるかどうかも問題ですし、私が伺った以外のことでも、このことに関する町長の思いがあれば、この際伺っておきたいと思います。

次に、「町営バスに敬老パスの導入を」という内容で質問します。

「町営バスの運賃が高過ぎるので何とかならないか」という声を老人の方からよく聞きます。グリーンハイツからも、丹波マークスまで往復すると800円かかり、安易な気持ちでバスを利用することができないというのです。年金暮らしの老人にとっては、800円の出費であっても大変なことであることは理解できます。

主にバスを利用されるのは、交通弱者と言われる子どもや老人であります。現役の人たちは、自分で車を運転される人が多いし、バスに乗るにしても、働いて収入を得ている人たちであれば、少しぐらい料金が高くても持ちこたえることができますが、老人の方にとっては重い出費となりますし、唯一の足がわりであるバスにもっと気軽に乗れるよう、配慮すべきだと思います。利用者全員のバス代を下げろとは言いませんので、老人の料金を見直すべきです。

そこで提案ですが、合併以前に旧和知町で行われていた「敬老パス」のような形を導入し、老人の負担を軽減させてはどうでしょうか。むだで、だれも喜ばない公共事業に多額の予算を計上するよりも町民に喜ばれる事業となると思うのですが、どうかをお聞きして、私の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今西孝司議員の質問にお答えをいたします。

まず、本町総合計画基本構想についての1点目でございます。

基本計画につきましては、本年度前半の策定を目途に整備を行っている最中であり、この基本計画の策定ができ次第、施策展開のための具体的な手段として、向こう3年の実施事業を定める実施計画の策定作業に移る予定でございます。

それから、町政懇談会等もお尋ねでございましたが、26日から12会場で行う予定といたしておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

2点目の、京丹波町の特性に係るご質問ですが、本町は特に立地的な面において、丹波高原の分水嶺に位置していることから、旧来から水資源に乏しく、これがマイナスの要因となって、和知の発展にかなり制約を受けてきたことも事実であり、近年における異常気象とも言うべき温暖小雨の現象は、これに追い打ちをかけているところでございます。

しかし、幸いにも、進捗中の簡易水道施設の統合整備や畑川ダム整備により、将来にわたり安定した水資源の確保が実現し、社会基盤が一層整うこととなりますので、京丹波町の将来にプラスの効果が出ると期待をいたしているところでございます。

また、本町のような農山村地域、いわゆる「いなか」は、これまではマイナスイメージをもたらせてきました。しかし、今では、こうした地域でのゆとりある暮らしを志向する人々

が増えてきております。さらに、京阪神近郊に位置する本町の環境などを見ると、プラス面も大いにあると言えます。

そうしたことから、基本構想にもあるように、本町の特性を生かした独自の高原文化をつくり出し、食や生活文化、その他さまざまな分野において、京丹波町の魅力をさらに高めていきたいと考えております。

3点目の伝統文化の保存についてでございますが、町内の各地域において、風土や長い歴史の中で培われて、受け継がれてきた数々の伝統文化は、まさに丹波高原文化そのものであると思っております。

基本は、それぞれの地域、町民の皆様の手によって保存・継承いただきたいと考えておりますが、一方では、町の誇りであり、大切な財産でもありますので、これらを京丹波町固有の文化・丹波高原文化として町民の皆様の協力を得ながら保全、そして活用し、さらには次代への継承に努めてまいりたいというふうに思っております。

4点目の議員ご指摘の看板につきましては、仰せのとおり平成18年初期に設置されたこともあったわけですが、現在は2カ所とも外されておるわけですが。

設置者のこうした看板の真意のほどははかりかねるわけですが、京都中央テクノパークは、道路、水道というインフラ整備も進み、いよいよ本格的な誘致活動ができるようになってまいったところでございます。企業誘致に必要なものは、行政と土地所有者の熱意、区民のご理解、そして既存企業の支援であろうというふうに思っております。

また、本町には多くの遊休町有地及び施設が点在しておるわけですが。これらの普通財産を迅速かつ適切に有効活用、有効利用できる方向性を検討するため、平成19年5月に「京丹波町町有土地及び施設等利用検討委員会」を発足させました。

この会は、個々の土地、施設について、法的規制、取得時の利用目的、アクセス、インフラ整備状況など、あらゆる方向から検討資料を作成し、京丹波町財産運営委員会へ資料提出し、そこでより効果的なご検討をいただき、活用、処分の方向性を決定していただく方針であります。

ご質問のヒヨ谷造成地についても、この京丹波町財産運営委員会で、その土地利用の方向性を定めていただきたいと考えております。

5点目の観光交流についてでございますが、まず土曜・休日における町営バスの運行は、スクール対応運行を基本運行としているため、現状考えておりませんが、本町には数多くの観光資源がございます。社寺仏閣・名所・旧跡もさることながら、農村、山村風景や、水、森林あるいは農業、農業体験などの地域資源を有効に活用し、観光資源として育成するとと

もに、これら観光資源と既存の交流拠点施設や、特産品、伝統芸能、新鮮で安全な食材などを連環的に結び、本町ならではの特色ある体験型観光ルートを開発していきたいと考えております。

これらの具体的な観光ルートを構築し、効果的な観光施策を進めていくため、観光産業に関係する組織・関係団体等を基盤とした「京丹波町観光協会」の組織化を検討いたしておるところでございます。

6点目の基本構想のゾーンやエリア設定に基づく地域整備につきましては、長期的な展望の中での推進となります。事業計画が具体化すれば、関係の皆様にもご相談させていただきますが、この地域構造における基本的な考え方は、基本構想をもってご理解いただきますようお願いを申し上げます。

また、府道京丹波三和線と国道27号バイパスを結ぶ橋りょうの件につきましては、丹波町時代にも要望、論議されてまいりましたが、3町合併により、その必要性がさらに増したと思っております。

これが実現すると、下山駅の利便性はもちろん、瑞穂と和知間の移動についても、安全かつ快適の向上が考えられますので、現在、まことに厳しい状況ではありますが、京都府に対し、積極的に働きかけていきたいと考えております。

7点目の、食文化の第6次産業化についてでございますが、丹波ブランドに代表されるように、この地域は全国に名高い農林水産物の供給地として発展してまいりました。この特性を生かし、生産－加工－流通－販売という一連の活動を連携させて、高いブランド力をつくり、経済的な基盤の強化と所得向上を図ることをねらいとしています。

「桑茶」については、畑川ダム対策協議会が島根県の桑茶生産組合に現地視察され、6月8日の協議会において、本年度から本格的に研究調査される旨、お伺いをしておるところでございます。

畑川ダムは、用地買収も完了し、いよいよ本体工事着手が待たれる事態となりました。本体工事と並行して、ダム周辺整備の一環として、桑茶の栽培につきましては、今後協議会をはじめ、地元との協議をするとともに、京都府南丹改良普及センターなど、関係機関の技術指導をいただき、その立地性、収益性を検証し、下山地域の特産物としての実用化が可能か、検討していきたいと考えております。

このように、今西議員の基本構想に係るご質問にお答えをさせていただいたすべてのことが、今さらに将来の京丹波町にとって重要なものばかりと、私自身、改めて痛感をしている次第でございます。

今後は、本町の将来像、「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 京丹波」の実現に向け、基本構想に沿ったまちづくりを進めることといたしたいと思います。

その推進に当たっては、基本計画をもとに財政状況を見極めながら、実施計画を立て、さらには見直しをかけながら、的確・適正に事業を行い、町民の皆様の福祉の向上と京丹波町の限りない発展に向けて、渾身の努力を尽くす決意でありますので、議員各位には格別の御指導、ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、本町職員が収賄容疑で逮捕されたことに関し、再発防止に向けた取り組みに万全を期していかなければならないと考えておりますが、ご質問の入札制度の見直し等につきましては、議員は、事が起こってから対応するのではいかなものかというご指摘でございましたけれども、このことにつきましては、かねてから、19年度から入札制度の見直しを行っていくということは申し上げてきておったわけですが、こうした事象が発生をいたしましたので、今、さらにその中身について再検討しながら進めておるところでございますが、現状、定まっておりますものにつきましてご説明を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

まず、入札制度の見直しにつきましては、徹底した情報開示を行っていきたいと思います。具体的には、予定価格を事前に公表することにより、予定価格の漏えい事件等が発生しないシステムに改めます。

また、落札結果については、入札者及び入札額等、入札に係るすべての情報を公表いたします。

公表方法は、町のホームページとし、町民の皆様が監視できるシステムを構築し、入札の透明性の確保に努めていきます。

次に、入札制度を条件付一般入札に、入札方法も郵便入札に改めていきます。

入札制度の変更により、入札参加業者の固定化を防ぐとともに、入札参加予定業者の母数を増やすこととともに、現場説明会の廃止、入札における内訳書の提出の義務づけ等により、公正な入札が執行されるよう、努めてまいりたいと考えております。

なお、新たな入札制度につきましては、6月15日に施行し、本年度最初の町発注工事より適用することといたしております。

2点目の、業者に対する処分でございますが、町民の皆様にも多大な失墜を与えることとなったことから、思いは議員と同様ですが、行政処分は、「京丹波町工事契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、厳正に行う所存でございます。

3点目でございますが、今回の事件を踏まえ、公務員倫理について自己啓発を図るため、所属所ごとに話し合いを行ったところであります。

この取り組みを一過性のもので終わらせないため、今後におきましても再発防止に向け、引き続き職員一人一人の意識を高めるため、公務員倫理の取り組みを徹底してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、まず庁内調査の状況から申し上げさせていただきます。

田井支所長につきましては、拘留期間中で、本人の弁護士以外は接見できないため、町として本人への事情聴取はできておりません。

起訴後、町と顧問弁護士で接見し、事実関係を確認する予定でございます。

関係職員2名につきましては、5月31日、午前、午後2回、個別に事情聴取をいたしました。供応接待に当たる行為があった事実を町として確認をいたしました。

また、すべての管理職及び課長補佐から聞き取り調査を行い、過去において町民や業者からの接待や金品の授受がなかったかどうかということにつきまして、確認をいたしましたところでございます。

次に、町の調査方針等について4点考えております。

まず1つ目には、一刻も早い事件の全容解明に向け、捜査への誠実な協力を行うことを徹底するというところでございます。

2点目に、捜査の進捗状況とあわせ、関係職員の事情聴取を行う。

3点目に、事件の全容が明らかになった段階で、関係職員の法令に基づく厳正な処分を行い、その概要について公表すると。

4点目、事件の原因を明らかにし、再発防止に向け、取り組む。

以上が、町の調査方針でございます。

次に、「敬老パス」の導入をご提言いただいたわけでございますが、京丹波町として町営バスの運行をはじめ、約1年が経過する中で、ことしの4月に、利用状況を踏まえ、JRとの接続や病院の利用時間を考慮したダイヤ改正、便数、経路改正を実施したところであり、さらに全体の料金体系においても従来より低額とし、多くの皆さんに対応させていただいたところです。また、平成17年12月議会において、今西議員にも答弁させていただいたところでございますが、現状において町内全域に町営バスを運行している状況でなく、JRバス利用者も多くあることから、町営バス利用者のみ、高齢者の運賃を軽減することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、今西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） それでは、再質問をさせていただきます。

「京都新聞」の5月6日付の「丹波版」に、「新自治組織議論熱く」として、地域振興会を目指した京丹波町の取り組みが紹介されていました。

こうした組織を立ち上げることは、今後のまちづくりにとって重要なことであることは理解できます。しかし、広島県の安芸高田市に学ぶとありましたが、隣町の南丹市美山町でもかねてより地域振興会を立ち上げ、運営を行ってきておられます。

私たちが視察した島根県の邑南町や広島県の神石高原町、岡山県の吉備中央町でも、南丹市美山町に学び、地域振興会を発足されていると聞きましたが、なぜ、広島県の安芸高田市のような遠方からその手法を学ばなければならないのかをお聞かせいただきたいと思います。

美山町から学ぶべきものは何もないのか。それとも、違ったやり方で進められるのか、その違いもお聞きしたいと思います。近くであれば、たびたび訪問して手ほどきが受けられると思いますが、いかがでしょうか。

次、「時代的变化に対応した計画づくり」では、「我が国は、『欧米に追いつけ追い越せ』を目標とした各種施策を行ってきました。その結果、『西欧型近代化』をなし遂げて、世界有数の経済大国となり、社会経済は『成熟』の段階に到達しました」云々とありますが、果たして明治以後の社会発展は成功したと言い切れるのでしょうか。現在の「成熟」状態は、果たして成功をおさめた我が国の姿だと言い切ることができるのでしょうか。

確かに、日常の暮らしは豊かになり、欲しいものを手に入れることは容易になったかもしれませんが、しかし、その一方で、失われたものも決して少なくはありませんが、一地域の、それも田舎の小さな町である京丹波町のまちづくりの基本構想の中にうたうような内容でしょうか。

日本の国として、あるいは全国のどこの町にも当てはまるような文言で表現するよりも、丹波高原に位置する京丹波町として独自のまちづくりを進める基本構想としての表現が望まれると思うのですが、いかがでしょうか。

余り大きな表現をあげつらうよりも、身のたけに合った表現で実現可能な基本計画の策定こそが重要なことと思われまます。

合併における特別交付税も、当初の約束から大きく減額されてきていることは、町長も総務課長も常々言うておられることではありますが、こうした現実を踏まえた緊縮財政のもとでのまちづくりを進めていかなければならないことを、正直に町民の皆様の前でも述べた方がよいのではないかと思います。町長はどのように理解されているのかをお聞かせいただき

たいと思います。

「住民アンケート調査結果の概要」においては3,000人を対象に行い、1,338人からの回答が寄せられたということですが、対象人数にかかわらずアンケートが行われたことに対しては評価できると思います。むしろ、青年層を中心としたまちづくりをテーマにしたタウンミーティングのようなものを開催し、若者のまちづくりに対する意見をくみ上げる方が盛り上がりも見られるのではないかと思います。そうすることで、この計画への市民の意識も高まるのではないのでしょうか。若者のみならず、全住民が自分たちも参加してのまちづくりを、力を合わせて進めていくのだと意識できるような「総合計画」をつくるのが最も望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

「定住環境づくり」についてもお伺いをいたします。

まず、「水資源開発による安定的な定住基盤の確立」では、「畑川ダム建設推進により、未給水住宅団地への給水により、安定的な定住基盤の確立を」と表現されていて、そのとおりと理解します。枝葉がつけられるときには、もう少し内容の深い表現になると思います。このままの表現では余りにも軽い表現に終わっていると思います。

私は、これまでも、「畑川ダム不要論」のビラがたびたび届けられることに対し、「ダム必要論」のビラをつくるべきだと訴えてきましたが、なかなか実現しませんので、私の議会報告「あらくさ通信」の「畑川ダム特別号」を、下山地域のみであります。配布をいたしました。

読んでいただいた方から、「現在の状況がよくわかった」とか、「よく出してくれた」という声が寄せられましたが、私の個人のビラでもかなりの人が目を通しておられるのですから、行政がビラを配布すれば、もっと多くの方が感心を持って読んでいただけるといいますので、これはぜひ行ってください。

下山地域だけに配布した私のビラですが、どこからどう流れて届いたのか、京建労の組合員で共産党員の園部・八木の人の手に渡っていて、ある集会の席でつるし上げを受けました。「そう簡単に思想が変えられるのか」とか、「さきの町会議員の選挙に出なかった方がよかったのではないか」というようなことも言われました。

私が畑川ダム推進に回ったこと・議会選挙に立候補したことを、共産党から批判を受ける必要は一切ないものと考えています。

共産党にしてみれば、私のように少しでも内情を知るものの存在は目の上のたんこぶのように思われるのかもしれませんが、私はそのような圧力に屈するものではありませんし、圧力を加えられれば加えられるほど燃える人間であることは、皆さんにもわかっていただい

いると思います。

余談は別といたしまして、無量寿寺会の所有用地の買収の調印もできたことですし、広報紙でもいいので、「畑川ダム特集」を組んでいただき、全町民に知らせることも考えてください。

下山の「畑川ダム対策協議会」で進められようとしている「桑茶」の件は、先ほど町長から詳しく答弁をいただきましたが、ぜひとも下山地域と行政が力を合わせて実現するような方向に持って行っていただきたいと思います。

最初から製茶工場などを建設するのではなく、豊田の製茶工場、あるいは大朴の製茶工場に委託して、茶の製造を行うことから始めればいいのではないのでしょうか。

それから、これは食品とは関係がないのですが、上新田や蒲生野の牛ふんが野積みされている農地に客土などを行い、飼料植物や観賞植物を育てる方向に進めたいと、私の質問の答弁でおっしゃったことを記憶されていると思いますが、環境改善や観光を含めての計画の中にもぜひとも含めて、畑川ダム周辺整備の一環としても、ぜひ早期に実現するよう進めていただきたいと思います。

堆肥センターの不備が改善をされないのなら、追加予算を投入してでも万全な体制に持っていくべきだと思いますが、どのように対応されようとしているのかを、この際、あわせて伺っておきたいと思います。

水道工事における汚職事件の再質問を行います。

町長の任命責任、管理・監督責任については、言ってみれば町長が直接関係した事件ではないだけに責められるのは気の毒な気もいたしますが、そこは立場上仕方がないことと思います。そのときが来れば町長自らが決断されるものと思いますので、これ以上は触れないでおこうと思いますが、河野建設は、聞くところによりますと、旧和知町時代から主だった工事のほとんどを受注し、下請け・孫請けに回し、暴利を得ていたということで、他の業者があえいでいる中でも、自社の社員を韓国やタイ旅行に連れていくなど、優雅な経営をしていたといえます。

こうしたこともありまして、なぜ河野建設だけがおいしい工事を受注できたのか、そうは思いたくはありませんが、もっと以前から談合や汚職が行われていたのではないかという声も聞かれます。

旧町時代のことだからとか、検察がやることだからと言わずに、こうしたことも町独自で行うべきではないかと思いますがいかがでしょうか。何度も言うようですが、この際思い切ったうみを出し切り将来に備えるべきだと思いますので、思いのたけをお聞かせください。

町営バスの件についても再質問を行います。

町営バスを利用される老人の方に、「敬老パス」を配布することで、一体どれだけの料金の減収になるのでしょうか。私は、それほど大した額にはならないのではないかと思います。料金が安くなれば、利用される方も増えるでしょうし、老人が家の中にこもっていないで外に出ることで、活力のあるまちづくりにもつながるのではないのでしょうか。

また、「基本計画」の中に「ぐると結ぶ『丹波高原文化の郷』周遊ルートの形成」として、国道27号線バイパスや京都縦貫道丹波・和知ルートの完成による網の目の周遊ルートの醸成につなげていくとうたわれていますが、完成を待つまでもなく、周遊ルートを形成させていただきたいと思います。

例えば、瑞穂病院を拠点としたルートを新設させ、旧丹波町、旧和知町を周回させ、南丹市や綾部市の病院に流出している患者を瑞穂病院に引き込むことも考えるべきではないかと思えます。

路線バスを運行できないのなら、丹波笠次病院のように、患者送迎のマイクロバスを運行させることも考え、患者を獲得することで病院経営の改善を図るべきだと考えます。

病院に民間活力を導入させるというような後ろ向きのことを考えていけば、大阪の忠岡町のように、町内から公立の病院が消えてしまうことにもなります。

これから先、私たち団塊の世代も、高齢者になる日もそう遠くありません。そうなれば、現在にまして高齢者は増えることになります。医療福祉はますます重要になります。そのためにも、町内の公立病院を利用しやすい体制を今のうちから整えるべきだと思います。

瑞穂病院は、瑞穂のものだというような偏った考えを改め、京丹波町の公立病院であるという思いで守っていくべきではないかということをお願いして、バス運行に関連した再質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 再質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、住民自治組織のことで、特に私は広島県の安芸高田市の、特に川根地区の実態等も説明をさせていただきながら、今何が求められているのか。いわゆる行政主導でなく、住民と行政がそれぞれの役割分担をしながら、協働できるものについては協働する、そしてまた行政がやらなければならないことについては行政がやる、住民ができることは住民がやる、こうしたことを構築していくことが、今、高齢化が進む本町にとりましては非常に大事なことであるということと、またそのことを住民自らが考えていくことも今求められているのではないかとということで、検討委員会を立ち上げていただいて、今その中身について議論をいた

だいているところがございますが、議員ご指摘のとおり、ほん近くに美山の実例もあるわけ  
でございます。

そうしたことも、もちろん検討委員会でも視察をいただいたり、またその事例も出しなが  
ら検討いただいておりますのでございまして、すべてを安芸高田市のものをとという思いはいた  
しておりませんが、それぞれの中で、今本当に全国で住民自治組織に対するいろんな考え方  
があるわけございまして、私どもは私どもの町として、そうしたいろんなものも参考にさ  
せていただきながら、そのあり方を求めていって、現状それぞれそうした振興会の形もある  
地域もあるわけでございますし、こうしたことも十分その内容等も参考にさせていただきな  
がら、また実態もお聞かせいただきながら今進めているところございまして、決して一つ  
の考え方を住民の皆さん方に押しつけようということは全く思っておりませんので、いろん  
な多様なそうした、冒頭申し上げましたような考え方を住民自らが持っていただく、そして  
また行政もそれに向かって取り組んでいくことが、これからの時代に合ったまちづくりでは  
なかろうかというふうに思っているところでございます。

基本構想全体の中で、表現がかた過ぎるのではないかとということもございまして。この辺は、  
一定ご勘弁をいただかなければならんところもあると思っておりますが、いよいよその基本計画か、  
あるいは実施計画を策定していく中では、そうした文言の問題よりも、より立体性のある計  
画を立てていかなければならんというふうに思いますし、もちろん実施計画等につきまして  
も、3年間を一定の目途としてローリング方式で見直しをかけていくという考え方で進んで  
いくわけでございますが、できる限り、議員ご指摘のように、町民の皆さん方にやっぱり手  
に取っていただいて、これで町の方向がこういうところを目指しているのだなということが  
わかるようなものに心がけていかなければならないというふうには考えておりますので、よ  
ろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

さまざまアンケートのあり方でございますとか、定住関係の整備等々ご指摘をいただいた  
わけでございますし、また本当に分水嶺という地理的条件等もございまして、非常に水資源  
の確保には、今日まで非常に町民の皆さん方にご不便をおかけしてきたこともたしかでござ  
いますし、町の発展にとりましても、このことが非常に多くの問題解決、あるいはまた発展  
に影響を与えたことも事実でございます。

昨日も申し上げさせていただきましたように、畑川ダム建設に向けまして用地のほとんど  
が完了したということもございまして、これから京都府の第1号の事業として進捗が図られ  
るであろうというふうに思いますときに、それに大きな期待をいたしておるところござい  
ますし、こういうことがいよいよ動き出すということでございまして、議員ご指摘のとおり

り、町としても水の必要性、そしてまたダム必要性等につきまして、町民の皆さん方、多くのご理解を求めるための手だても、広報あるいはホームページ等でも掲載をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、周辺環境の問題で、堆肥センターの一部不備等もございまして、特に冬場の状況というものが思わしくないところもございまして、一部野積みがされている状況もあるわけがございます。

こうしたことの一つの対応策、いわゆるなかなかすべてを持ち出すということとはできないということがございますので、方法として客土も考えられるのではないかとというふうに申し上げたところでございまして、現状、そのことが行われているかということになりますと、まだそうした事態にはなっていないわけでございますが、今、非常にバイオエネルギー等でトウモロコシ等の値段も上がっておるようでございますし、聞くところによりますと、飼料作物の栽培も視野に入れられているような酪農家もあるようでございます。

そうしたことも、今後諸般の情勢の変化によってまた起きてくるのではないかとというふうに思っておりますし、そうしたことによりまして、その周辺環境の整備も含めて強く行政指導もしてまいりたいというふうに思っておりますし、またこのことに関する協議会も立ち上げておりますし、いろんな機関がかかわっていただいて、よりよい環境を目指してまいりたいというふうに思っております。

また、桑の生産等も、本当に先ほど申し上げましたように、収益性、実効性可能なものであるとなれば、またこうした堆肥の消費にもつながってこようかというふうに思いますし、この辺は協議会ともどもしっかり検証しながら、有効な施策として取り上げられることであれば、行政としても積極的な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

不祥事の事件につきましては、先ほど触れさせていただいたわけでございます。業者の姿勢等につきましても、もちろん問われるわけでございますし、このことはこうした厳しい時代環境の中で、それぞれの姿勢として打ち出されるべきであろうというふうに思っております。

私どもは、先ほど申し上げましたように、厳正に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、町営の高齢者に対するパスの問題でございしますが、私は半額にしたからどれだけのお金がかかるんだと言われると、そういうことだけでこうしたことを決めていくのはいかなものかなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、町営バスがすべての地域に漏れなく入って、同じようないわゆる条件で進められる場合は、また一つの考え

方も出てこようかと思えますけれども、現状、先ほど申し上げましたように、入っていないところもありますし、またJRの路線を活用いただいております方もあるわけでございます。そうした意味から、現状としては高齢者に対する軽減措置は、今考えていないと。

こうしたことを含めて、最高400円という設定をさせていただいた、そしてまたワンコイン1区間乗れるということも、皆さん方のご理解を得ながら進めさせてきていただいたところでございますし、現状11カ月で一般の皆さん方が3万9,500人余りご利用いただいておりますけれども、かねてから申し上げさせていただいておりますように、町営バスの運行に際しては、やっぱり今議員ご指摘のように、病院へどう利用者の皆さん方の意向をとらえてダイヤを組むか、あるいはJRの4駅あるわけでございますが、これらとどう連携をさせていくか、こうしたことも非常に限られた台数で、特にスクールバスを軸とした運行をいたしております中で非常に難しいわけでございますが、課題として、今後も町民の皆さん方の利便性を高める、そしてまた本当に使いやすい、あるいは利用しやすい、そうしたバスになるように今後も努めてまいりたいというふうに思いますので、今後とものご指導を賜わりますようお願いを申し上げます、答弁にかえさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩を11時まで行います。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時02分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、室田隆一郎君の発言を許可します。

2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） 先ほども今西議員から質問がございましたように、昨年の合併1年足らずの時期に、思いもかけない不祥事が発生をいたしました。先ほど町長の方から、再発防止のための入札制度の改革、原因究明、そしてまた職員の意識改革等の決意をお伺いしたところでございますけれども、災いを転じて福となす、この構えでこの事件を大きな糧として、前向きな行政運営を心から願うものであります。

それでは、早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず、本町の医療行政についてお伺いしてまいりたいと思います。

我が国の医療は、国民皆保険制度の整備と、どの医療機関でも受診可能なフリーアクセスの仕組みのもとで、全国的に医療機関の量的な整備が進んでまいりました。生活水準や公衆衛生の向上などで、世界最高の平均寿命を達成いたしております。

また、世界保健機関の報告におきましても、我が国の保険医療システムは世界最高の評価

を受けていると言われております。

しかし、その一方で、高齢化率も一昨年からイタリアを抜きまして世界最高となりました。そうした中で、高齢化に伴う病気の慢性化や、一人で複数の病気を抱えるという事態がもたらされ、さらには介護を必要とする人々も年々増えてまいりまして、国民を取り巻く健康問題が大きく変化する中、病気の治療のみでなく、予防態勢や、さらに闘病への支援も不可欠でありまして、このシステムの構築は、個人や家族だけではなくて、地域社会を挙げて取り組むべき重要課題だと考えられます。

このような背景の中で、地域医療が果たすべき役割は極めて大きく、本町におきましても合併後いち早く具体的な取り組みがなされてまいりました。保健・医療・福祉の連携のもとに、地域包括ケアが大きく前進されつつあるところであります。

そこで、本町におきましては、地域医療確保のために、瑞穂病院、和知診療所、また和知歯科診療所、質美診療所などの公的な医療機関が合併によって引き継がれてまいりましたが、その運営において、経常利益を上げるためには、毎年、瑞穂病院だけでも約1億円以上の一般会計からの繰り出しを余儀なくされておるところであります。

とりわけ、瑞穂病院におきましては、過去の企業債償還や病院の病院債の償還など、年々重荷となってまいりました。さらに、和知診療所につきましては、平成16年に和知病院から診療所に縮小されてまいりましたが、なお現在、年間8,000万円前後の一般会計からの繰り入れが続いておる状況であります。

しかし、一方におきましては、病床数にかかわるもの、また病院債にかかわるもの、過疎債にかかわるものなどの普通交付税措置として約6,400万円が措置をされております。さらに、救急指定とか不採算病院にかかわる特別交付税措置として概算5,000万円程度の、合わせて1億1,600万円程度の収入が見込まれているところであります。

このような状況の中で、本町の医療行政をどのようにするのか。町長は、昨年8月に京丹波町における町立医療施設のあり方及び地域医療のあり方について審議会を立ち上げられ、諮問をされて、本年3月末に答申がまとめられたところであります。

その答申内容は、各施設の存続につきましては一応の合意がなされたものの、存続するための具体的な経営改善策については意見が分かれました。各論併記という形で、統一した見解を提示されることはありませんでした。

1つには、現診療所体制において、住民のニーズを踏まえて経営改善の努力をすべきである。

また2つ目には、国の療養病床削減の方向であるけれども、療養病床は存続すべきである。

3つ目は、各施設の機能や役割を分担した病床の再編が必要である。

4つ目には、自治体が病院を抱えること自体に限界が来ているので、施設の売却も含めて、民間への経営移譲を検討すべきだ。

5番目に、一般会計の繰入基準を明確化して、上限を定め、赤字補てん的な考え方の補助からは脱却すべきである。

等々でありました。

加えて、職員の経営意識の醸成や、病院の利用推進の方策、院外処方への検討などを盛られていたところでもあります。

自治体の医療施設は、公共性と経済性をともに発揮し、地域住民の医療福祉に寄与するものと法に定められております。

町立病院は、地域医療の確保を本来の使命とされることから、ベースとなる一般医療の充実が必要であり、さらに、民間ではなし得ない保健・福祉の連携など、いわゆる政策医療を手がけることが自治体病院の担うべき役割であり、金で買えない健康問題を、単に財政的理由のみで切り捨てることがあってはならないと思いますが、答申を踏まえられ、今後の瑞穂病院をはじめとする各医療施設のあり方について、さらに地域医療のあり方についてどのようにお考えか、まず町長にお伺いしたいと思います。

近くの南丹市には、鍼灸病院、綾部市には市立病院などの総合病院があります。また、京都市内におきましては、高度医療施設が通勤圏で1時間内外で点在しておりますけれども、住民の最も望んでいるのは、現在住んでいる生活圏の中でのまずは一次的な基本的医療需要が満たされるということであり、健康問題に関する不安なしに、毎日の生活が送れるということでもあります。

合併当初、新町まちづくり計画で、5,000人を対象に行われた調査結果におきましては、「将来的に望ましいまちの姿は何か」、17の選択肢のうちに、「福祉、医療サービスが充実し、健康で安心して暮らせるまち」が断トツの71%でありました。そして、「重要と思われる施策」の中、35の選択肢のうち、「交通の充実」に次いで2番目に、「病院や診療所などの医療施設の充実」であり、さらに、「まちづくりに関する満足度」の中で、35項目の設問のうち、「不満」の傾向が強くあらわれたものに、「病院などの医療施設の充実」でありました。ここでも、住民の皆さんがいかに健康を守る施策を期待されているか、伺えるのであります。

総務省によりますと、公営企業が設置する全国の自治体病院は980カ所あり、いずれも昨年からの診療報酬引き下げの影響などによりまして経営が悪化し、他会計などの繰り入れ

に依存している状況だと報じられております。

地方公営企業法17条に、「公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって当てることが客観的に困難であると認められる経費については、地方公共団体の一般会計において、出資、長期の貸付、負担金の支出、その他の方法により負担するものとする」と規定をされております。

換言すれば、もともと不採算となることが明らかな活動でありながら、公共的な必要性から行わざるを得ないような活動から生ずる経費であり、いわゆる福祉事業としてのとらまえ方、これが自治体医療行政の責務を明らかにしたものであります。

ただ、負担金は無限ではなく、なし得る限りの民間レベル、経営合理化を行わなければならないのは当然であります。

命と健康を守るための健康行政の推進は、自治体の基本的責務であり、万難を排して自治体医療機関を存続すべきと考えますが、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

次に、支所機能のあり方についてお尋ねしたいと思います。

過日、共同通信が加盟新聞社と協力して行ったアンケートの結果が報じられました。全国の9割を超す市区町村長が、「このままでは我が町の存続が危ぶまれます」と。平成の大合併の一区切りした後の調査で、地方がこぞって悲鳴を上げる状況だと言われております。

2階に上げて、はしごを外すような国の対応は、予想以上の地方交付税の削減と財政の自由度が抑えられたものが最大の理由だと言われております。本町も例外ではございません。

我が町も、合併して1年8カ月、「合併をしてよくなった」、そんな声が全く聞かれない昨今、合併前はできなかったが、合併したからこそできたこの事例を、今から一つでも実現をしなければならぬと実感する毎日であります。

振り返って、私も町長とともに3町合併協議に参画をさせていただきましたが、一番大きなテーマは、事務所の位置についてでありました。その議論の中で、「住民の利便性から、人口集中地の丹波町にすべき」、また「行政の中心と経済の中心を分けて考えるべきだ」、「縦貫道が完成したら、国道3本が交差し、ケーブルテレビの基地や保健センターの完備した瑞穂町にすべきである」と、さらに「庁舎の構造やグレードの高さから和知町にしてはどうか」、いろいろな議論の末に、投票で丹波町に決定をされました。

そして、対等合併の原則から、あえて分庁方式は採用せず、支所方式に決定し、機能の内容よりも、とりあえず人員配置をすることで、本日まで歩んでまいりました。

そして、将来、その時々々の行政、議会あるいは住民のニーズから考えて、その支所の存続は永久的でないことも確認をいたしました。

支所のあり方については、激変緩和の緩やかな合併、いわゆるソフトランディング方式を理念として、支所には地域総務室をはじめ、地域振興室、保健福祉室、教育分室などを設置されて、総合支所として過疎を防止し、地域の均衡ある発展を目指し、配慮されてまいりました。おかげで、地域住民は、大きなサービス低下を招くことなく、今日に至っております。

しかしながら、本日まで実際に歩いてきてみて、支所にかなりの人員が配置されておりましたが、事業に対する予算なり、執行の権限が与えられていないことから、支所設置地域の活性化や利便性が必ずしも機能しておらない状況であります。

例えば、町道の小さな管理や、生活環境の整備、農業関連事業など、住民生活に直結したものは、本所の担当部課の予算内で応分の配分をして、支所にそれぞれの執行権を与えるべきではないでしょうか。

お隣の南丹市におきましても、行財政改革の視点から、職員のアンケートを実施いたしました。その結果、「組織が重複し、二重行政のそしりを免れない」などの意見を踏まえまして、支所の組織改革を行うなど、総合支所としての機能を維持しながら、行財政効率化の努力がなされているところであります。

本町におきましても、屋上に屋を架すと言われる支所機能も見受けられる中で、今、全国的に地方分権が進められております。小さくても、そうした分権の流れに沿って、本所と支所の事業予算を適宜配分する中で、行政の効率化を図りながら、支所に権限を与えて、地域の均衡ある発展を目指し、名実ともに支所機能の充実を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また一方、合併協議で議論されてまいりました各庁舎設備の有効利用を図るために、一部分庁方式も再検討の必要があるかと思いますが、今後の支所機能のあり方について、町長のお考えをお尋ねいたしまして、前段の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 室田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町の医療行政についてでございますが、既にご承知をいただいておりますように、地域医療対策審議会の答申の中では、町立医療施設のあり方について両論が併記されておりますが、現在の医療を取り巻く状況及び本町の財政状況からしても、現在の診療体制を維持することは極めて困難であると受けとめております。

また、今後、病院の地方債の償還が本格化することも考え合わせますと、できるだけ早い時期に抜本的な経営改善策を講じる必要があると考えております。

今後の取り組みに当たりましては、町の財政力に見合った、適切な医療供給体制を整備し

ていくことを基本といたしまして、1つ目には、町立医療施設の役割や機能を分担した医療供給体制の再構築と経営基盤の確立、例えば、病床の再編でございますとか、在宅医療の推進でございますとか、急性期病院との連携などがございます。

2つ目として、予防を重視した保健医療の推進、例えば高齢者の健康づくり、介護予防、健診・保健指導などへの積極的な関与などがございます。

3つ目には、地域包括医療の推進、医療だけでなく、健康づくりから、福祉・介護と連携し、全町的な取り組みをしていくということでございます。

以上、3点を柱にして、今後、その施策を具体化していきたいと考えておるところでございます。

次に、支所機能のあり方についてでございますが、合併後1年半余りが経過した中で、支所機能のあり方を含めた本町の行政組織についての課題を研究、調査し、平成20年度をめぐりに住民サービスに配慮した合理的で効率的な組織体制づくりを進めていくといたしておるところでございます。

支所に人員配置しても、予算や執行の権限が与えられないと地域の活性化が機能しないということもございますが、このことは支所の肥大化につながりかねず、行政の効率化、スリム化には逆行することになると存じておるところでございます。

また、地域の活性化は、全町的な見地から検討していくことが重要であって、支所が地域の事業予算をもって執行することは、本町の均衡ある発展にとっても決して好ましいこととは言えないと思っております。

支所機能につきましては、将来的には各室を廃止して一本化を図り、窓口業務を中心に、住民の日常生活に直結する最低限の業務を行う方向で縮小してまいりたいと考えております。

人員につきましても、段階的に減員し、適正配置に努めているところでございます。

以上、室田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 2番、室田君。

○2番（室田隆一郎君） 平成12年の12月に、自治体の病院施設センターから提示をされた、全面移転新築することで病院全体の整備を図ることが好ましい。このような整備基本構想報告書に基づきまして、瑞穂病院が新築をされた経緯がございます。

ただいまも答弁の中で、抜本的な経営の改善が基本的には必要であるというような答弁でございました。

具体的な改善策についても触れられましたけれども、赤字といたしましても、本当に問題にしなければならないのは、やはりベッドの回転が50%以下とか、また外来が少なくなって

きたというような、地域の需要が減ってきたというような場合でありまして、けさの新聞におきましても、亀岡市立病院におきましても、病院の入院の回転数が60%、低迷しておるというようなことで、1億3,000～1億4,000万円の赤字経営だということが掲載をされておりました。

瑞穂病院につきましては、新築前の平成5年以降は、約60%の病院の事業率でありましたが、現在は新築されて環境がよくなって、80%の今回転率が維持をされているということでございます。

そうした中で、今求められるのは、やはり町立病院として存続するための当面の経営合理化対策についてはなかりかと思っております。

いろんな方策があるわけでございますけれども、例えば診療機能の拡充とか見直し、また病床の利用率の向上とか、個室料の徴収は、職員配置と人件費、あるいはいろんな経費の節減、そしてまた先ほど話がありましたような送迎バスの運行、それから職員の意識改革ということがございますけれども、一番大切なのは、まずはお医者さんと患者の信頼関係であろうということが私は一番大きな要件だと思っておりますし、また看護師の対応ということが次いで大変重要なことだと思っております。

病院の意見箱の苦情が一番多いのが、看護師の対応だということが言われておりますが、やはり職員の接遇教育というものは大変今重要なのではなかりかと思っておりますが、この点どのようにされておるのか、ひとつお尋ねをしておきたいと思えます。

また、今回医療審議会の設置をされました。このねらいは、大きく分けて2つあると思っております。それは、1つは専門的意識の確保と、それから2つ目には行政の世論の反映でありまして、これによって政策に対する住民の積極的な支持を期待するものであるというように考えられるわけでございますけれども、そのことを基本に人選をされたと思うのであります。

審議会は、決定機関に参考意見を述べるだけであって、決定権は持たないわけですが、しかし、審議結果を尊重するというのは、道義上当然であります。その実を、やはり行政態度で示さなければならぬわけですが、今回のように両論併記というような結果が出たときに町長はどのように対処されようというのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

あわせて、審議会の議事録等の公開は、やはり住民の意見を醸成する意味において、積極的にこうしたことは努めるべきであると思えますが、その点につきまして、議事録の公開等についてどのようにされるか、お伺いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 室田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

特に、本町が旧町から引き継ぎました病院、診療所、それぞれあるわけですが、今もご指摘をいただきましたように、本当に住民が安心して暮らせるために地域医療の充実をとというのは、それぞれの願いであると思っておりますし、また町の大きな責務であるというふうに考えておるところでございます。

しかし、一方で、審議会等でも指摘をいただきましたように、現状の経営状況は非常に厳しい状況になっております。これは、経営のあり方そのものが直接的な原因ではなくて、医療制度の改革でございますとか、あるいはまた診療報酬の引き下げ等によりまして、非常に18年度4月以降は厳しい状況に陥っていることは、議員もご承知のとおりだというふうに思っております。

そうした中にありまして、どういう形態を保っていけるのか、またそれに耐え得る負担はどの程度なのか、これはやっぱり住民合意といいますか、そうした形成が必要であろうというふうに思っておりますし、まずそれを示すまでに、内部の改革を、先ほど申し上げましたように適切に、また速やかに行っていかなければならないというふうに思っております。

いろいろこうした厳しい環境の中で、まずは一定の点数を上げるために、1.5対1以上の看護師の確保、あるいはまた非常に必要とされております整形外科医の確保、さまざまあるわけですが、なかなか地域医療機関にそうしたものを充足させるということは非常に厳しい状況であります。

そうした中で、京都府においても、特に北部の医師不足、看護師不足に対応するための対策は講じていただいておりますし、本町もそのエリアの中に入っておりますし、現状、先ほど議員もご指摘いただきましたように、病院が新しくなって1年は非常に入院稼働率もよかったわけですが、現状では60%台に落ちているという状況でございます。

そうした中で、特に今、病院職員8名が当たっているわけですが、本当に点数の計算でございますとか、専門的な分野でございます。こうしたことも、必ずしも町職員で対応することがいいのか、またその必要があるのか、こうしたことも検証しながら、派遣社員で対応できる部分もあるのではないかとというふうに思っておりますし、この辺は十分検討を加えて、速やかに対策を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、看護師の関係等につきましても、非常に処遇の問題もあったわけですが、これは合併と同時に、そうした正職と、いわゆる嘱託との格差、こうしたものは必然的に同様の仕事をしながらあるのではないかとというご指摘もあるわけですが、そこは現場

に張りついていただいておりますそれぞれの意識の問題であろうというふうに思いますし、当然のことながら、正職にはそれなりの責任と仕事量はあるわけでございますし、そうしたことで処遇に差があることを、いわゆる手当等で埋めていくというのは、現状としては考えていないということでございます。

しかし、嘱託あるいは臨時のそうした皆さん方も一定確保をさせていただきながら、日々の業務に支障が来さないようなことも考慮していかなければならないというふうに思っているところでございますが、いずれにいたしましても、やはり先ほども交付税算入のお話もあったわけでございますが、現状そのことが本当に、見込みはいたしておりますものの、現実としてどれだけ入ったかということとはつぶさにされていないわけでございますし、いわゆる体力に見合った部分も、この分野でもやはり十分検討していかなければならないというふうに思っておるところでございます。今後現状を町民の皆さんにお知らせをしながら、その中で本当に町民が求められる、安心して医療が受けられる、そうした地域医療機関としての存続を求めて、最大の努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

審議会の議事録の公開等につきましては、情報公開条例に基づいて公表させていただくこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 室田君。

○2番（室田隆一郎君） 今、5月と9月は大変気候がよいわけで、実際病院の病床率の回転は約60%ということになっておるそうですけれども、全体を通じたら、やっぱり80%ぐらいで推移しておるということをお聞かせいただいております。その接遇教育ですね、看護師さんの。そういうものはやはり部外から、例えば京都府の専門的なところから派遣して、そういうことをやっておられるのか、おられないのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 失礼します。前に担当しておりましたので、実態につきましてご報告を申し上げたいというふうに思います。

京都府の看護師協会の研修がございまして、全員が一気に行くということではできませんので、毎年2～3名を輪番制にして、そういう京都府外の研修は受けておったという状況でございます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

時間は、午後1時までといたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時05分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから、平成19年第2回定例議会におきまして、通告書に従い、私の一般質問を行います。

次の3点について、町長にお伺いをいたします。

1点目は、住民にとって驚きと同時に、行政への不信感が募る、あってはならない職員の収賄事件についてお尋ねをいたします。

この質問は、ほかの議員からもありますが、私は、再発防止と、任命者である町長の責任について伺いたいと思います。

奈良の生駒市、大阪の枚方市など、連日のように贈収賄容疑で逮捕されるという事件が報道される中、よそごとのように考えていたことが本町に起きるとは、私自身はもちろん、住民に与えたショックは大きいものであります。

町長からの報告では、まだ捜査段階であり、本人との接見ができないため、詳細はつかめないが、再発防止に向け、職員の綱紀粛正とともに、条件つき一般競争入札や郵便入札の導入、また予定価格の事前公表など、入札制度の改革に取り組む考えを示されました。

新聞等の報道を見ますと、業者との接待を数回にわたり受け、入札参加事業者の選定でも便宜を図ったとされております。

これは、公務員としての資質はもちろん、職務の服務に関する宣誓書にある地方自治の本旨に対し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行する立場からも逸脱する行為であります。

「いけないこととは知りながら受け取ってしまった」、そう言って供述をしているそうですが、職員の意識の中でこうしたことが知らず知らずのうちに生まれてきていたのではないか。住民の中では、これまでからこうした体質があったのではという声も聞かれます。

そこで町長にお尋ねをいたします。

町長は、入札制度を見直し、今後職員と業者の接触についても検討するなど、再発防止に向け、職員の意識改革をされると言われていますが、起こった原因をきちんと突きとめなければ改善はできないのではないのでしょうか。また、業者に対し、指名停止の期間はどのぐらいと考えているのですか。

全く水面下で行われていたこととはいえ、監督する立場であり、職員の任命責任者である町長の責任は重いと考えますが、責任はどう果たされるのかお伺いをいたします。

2点目は、まちづくりについてお尋ねをいたします。

1つは、3月26日に出されました地域医療対策審議会の答申を受けて、町長にお尋ねをいたします。

この問題についても、先ほどから質問がありましたが、私も地域医療に対する町長の考えをお尋ねいたします。

現在、全国に約1,000カ所ある自治体病院は、僻地医療や救急・リハビリ・産科など、不採算医療を担い、地域の保健・福祉・医療活動の中心的役割を担ってきています。

しかし、2006年の医療制度の改悪によって、地方の医師不足、看護師不足で、地域医療を担ってきた自治体病院は危機に立たされております。これに追い打ちをかけたのは、医師不足、看護師不足を理由に健康保険から支払われる診療報酬を大幅に減額するというものであります。このことで、ますます地方の自治体病院は成り立たなくなっているのではないのでしょうか。

そこで町長にお尋ねをいたします。

答申の中で、病院事業への一般会計からの繰り出しが大きな財源負担となっており、瑞穂病院においては、売却も含めて民間への経営移譲を検討すべきである。また、質美診療所は、運営面では特段の懸案はないが、医師不足によることから、安定した診療体制の整備を図る上で瑞穂病院に統合するとのことが書いてありましたが、質美診療所での診察は行わないということであるのか。

瑞穂病院、質美診療所、和知診療所は、それぞれ地域に根差した身近な医療機関として、住民の命と暮らしを守る大きな役割を果たしてきています。近隣には、綾部市立病院や明治鍼灸大学附属病院、南丹病院など、高度な医療を担う施設がありますが、高齢化が進む中で、高齢者や交通弱者の方にとっては利用しやすいものとは言えないのではないのでしょうか。

合併時のアンケートでは、70.7%の方が福祉の充実を望む声がありました。それに応えるためにも、瑞穂病院とそれぞれの診療所との連携をとり、地域医療の充実を図るとともに、病院を京丹波町のまちづくりの中心とすべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、答申の終わりには、「住民への十分な説明責任を果たし、理解と協力を得ながら取り組まれない」と結んでありますが、町長はこの答申を受け、どう取り組もうとお考えなのか、お伺いいたします。

2つには、投票区再編案についてお伺いいたします。

合併協議会では、開票所及び選挙公営については、合併後、速やかに見直しを図ることと

なっており、今回その見直し案が選挙管理委員会から出されてきました。

まず、投票所の大幅な削減であります。これまで38カ所ありましたものが25カ所に、特に旧瑞穂においては19カ所から9カ所にと、大幅な削減となっています。

再編の目的を見ますと、地域バランスと公平性の確保、有権者が投票しやすい施設環境の確保、選挙事務の合理化及び経費の節減として、再編案が作成をされています。

まず、地域バランスの公平性が優先され、投票しやすい施設環境の確保としていますが、一番投票しやすいのは歩いていける範囲で、自由な時間に投票ができることではないでしょうか。また、経費節減とありますが、町財政にかかわるのは4年に一度の選挙であります。

そこで町長にお伺いいたします。

高齢化が進む中、だれもが投票の権利を行使できるよう、投票所を減らすのではなく、お年寄りが歩いていける距離内に投票所を設けるべきであり、和知地域においては増やすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目は、公共施設等の活用と点検についてお伺いします。

1つは、学校や集落等公共施設の遊具の点検についてであります。

5月の連休に起こった大阪府吹田市でのエキスポランドでの女性客1人が死亡した痛ましい事故は、私たちの記憶にまだ新しく残っております。利益優先に、安全を二の次にしてきたずさんな管理。いつでも、犠牲者が出てから事の重大さに気がつくのであります。

また、身近な学校や公園等の公共施設での遊具による事故も続いて起きております。最近では、4月に岐阜県の小学校で綱渡り遊具の支柱が折れ、遊んでいた児童13人が転落し、幸い軽傷で済んだものの、学校側の安全点検が改めて問われるものであります。

学校側は、年3回、業者に点検させていたとのことでありました。事故後、業者は、支柱の一部が腐食していたのは知ってはいたが、折れるほどではないと思い、学校側に報告しなかったと話していたようであります。いいかげんな点検ぶりにはあきれますが、だが、学校側も遊具の状態を一番使用している児童たちに聞くなどしていたのか、問われるところであります。

よく、どの学校でも電柱廃材を利用した遊具があります。設置された年数など、学校側としても業者点検の際にそのことを伝えていたのか。業者任せではだめなのではないでしょうか。

公園や学校の遊具は、設置後、そのままのところは少なくなく、事故が後を断たないのであります。遊具は、身近で児童や幼児の体づくり、冒険心をはぐくみ、仲間意識を養うものであります。

そこで町長にお尋ねいたします。

本町においても、各小学校や幼稚園、保育所、そして集落等に設置されている遊具への点検は年何回されておりますか。また、点検は専門業者にお願いされているかとは思いますが、目視だけではわかりづらい金属疲労の度合いなど、こういった方法でされているのかお尋ねいたします。

2つには、3月議会でも質問いたしました。3月いっぱい廃園となりました質美保育所の活用についてお尋ねいたします。

質美保育所の跡地利用について、質美振興協議会では、20歳以上を対象に全住民に保育所の活用についてアンケート用紙を配布いたしました。258人の方から回答が寄せられ、そのうち120人の方が「地元活用する」、76人が「活用しない」、62人は「無回答」でありました。

いろいろな意見が寄せられておりますが、主に地域住民の交流の場、地域の活性化につながるようなことに活用できたらなど、60年の歴史ある保育所であるからこそ思い入れが深いのではないのでしょうか。

去る6月6日に行われました質美振興協議会の役員会の場に、堀副町長をはじめ、各担当課から出席をしていただき、町としての考えを聞かせていただきました。町としては、建物を利用する考えはなく、更地にしたい。しかし、アンケートの結果を住民の方に返した上で検討委員会を設置し、早いうちに決めてほしいとのことでありました。もし利活用するのであれば、維持管理は地元でとのことでした。

そこで町長にお尋ねいたします。

行政の施策により、一方的に廃園とした上に利活用するのであれば、維持管理も地元でというのは余りにも無責任ではないのでしょうか。保育所統合に当たり、交わした覚書にもあるように、京丹波町と地区関係者で協議会を設立し、協議検討するとなっております。地元地域での利活用への取り組みに対し、例えばいろいろな先進事例等の提供をするなど、町としても支援をすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、坂本美智代議員の質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、徹底した原因究明を行うことが必要であると考えております。現時点ですべてその検証はできておりませんが、反省し、検証すべき内容として、職員本人の公務員倫理の欠如は言うまでもありませんが、未然に防止できなかった組織としての職場風土も

大いに反省すべきであると考えております。

したがって、1 つには業務管理や人事管理における原因、2 つには業務における職務執行のルールや体制、悪しき業務慣行に発する原因等につきまして、検証を重ね、改善すべき点を明らかにし、その改善とともに、再発防止に取り組んでまいりたいと存じております。

私の責任につきましては、捜査で明らかになった事項や、内部調査における事実関係に照らし、厳正に処分を下すとともに、原因究明と再発防止に向けた取り組みを徹底し、職員と一丸となって町民の皆さんの信頼を一刻も早く取り戻すため、誠心誠意職務を執行していくことが課せられた任務であると認識をいたしております。

次に、まちづくりについての1点目でございます。

地域医療対策審議会答申に対する考え方等につきましては、さきに室田議員のご質問にお答えしたとおりであります。

今後の取り組みに当たっては、先ほど申し上げましたとおり、町の財政力に見合った適切な医療供給体制を整備していくことを基本として、施策の具体化を図ってまいりたいと考えております。

2点目の投票区の再編につきましては、選挙管理委員会において、現状投票区及び投票所の視察、投票施設の状況把握を行い、その中で、町内における有権者数や投票所までの距離の違いや、また投票施設においては、駐車場の確保やバリアフリー対応など、施設環境面で課題が判明し、選挙管理委員会において慎重に協議を重ねていただきました。

今回の投票区再編については、現状投票区における町内の不均衡の是正や、投票しやすい施設環境を主眼に検討され、旧小学校区を原則とした再編基準及びその編成方法を明確にされ、決定いただいたものと理解をいたしております。

次に、公共施設等の活用と点検についてでございます。

まず、学校遊具等の場合でございますが、各学校等では毎月1回校内安全日を設けて、遊具だけでなく、校内の危険箇所の点検を教職員が行っております。特に遊具の場合は、目視、打診等で状況を把握するとともに、専門的な目が必要な場合は、業者による点検を実施いたしております。

保育所でも、毎月1回遊具の破損や故障も含め、またそれ以外の危険箇所はないか、保育士が分担点検し、保育所長へ報告することとなっております。

区からの要望で設置いただいております遊具につきましては、原則として各区において日常管理いただいておりますが、行政といたしましても事故の未然防止のため、危険箇所の安全点検実施について啓発していきたいと考えております。

2点目の旧保育所の跡地利用についてでございますが、質美保育所はこれまで地域の方々に親しまれ、長い歴史の中ではぐくまれ、地元としても愛着のある建物だと存じます。

今回、地域の方々にアンケート調査も実施されたと伺いました。

跡地利用につきましては、町といたしましても、地元の方々とともに協議会を立ち上げ、検討し、できる限り地域の方々のご意向に沿って、地元で有効活用していただけるようにと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上、坂本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） それぞれ答弁いただきましたし、また先ほどから言っていますように、重ねてそれぞれ前の議員も質問がありましたので、そのことはまたちょっと割愛いたしまして、まず職員の不祥事のことに対してなのでありますが、その中での業者への処分が、指名停止をとということも言われておりますが、現時点ではどのようになっているのか、今の建設会社が。そして、聞くところによれば、代表者が変わったということが新聞にも載っておりますが、その点、今、河野建設会社ですか、そこはどういった状態でおられるのか、仕事のあれもありますが、その辺をお伺いしたい。先ほど今西議員にも答弁がありました、6月15日から入札制度をかえて施行を行うと言われておりますが、そういった中での入札制度の中にも指名停止等の期間など、そういったことも明記されておるのか。それがあれば、何年とか、そういった期間があるのか、その点をお伺いします。

それと、こんな不祥事が起きて、本当に住民の方からはいろんなうわさ話も出ております。先ほども言いましたように、これまであったんやないかとか、そういったこともお聞きする中で、前の和知の町長でおられました堀副町長にちょっとお伺いしたいんですけど、そういうことはなかったかと思いますが、これまでのそういった旧和知での体制はどうやったのかというのを一言だけお願いできますでしょうか。

そして、2つ目の地域医療審議会の答申を受けてであります、これもまた室田議員におっしゃったとおりではあります。

その中で、この答申を読ませていただく中で、一応なかなか一本化には意見がなかったということで、具体的な経営改善策については意見が分かれたというふうになっておりますが、その中の質美の診療所についてであります、経営面においては別段懸案はないということで、ネックとしては医師不足ということで、今、瑞穂から2人、日がわりと言ったらおかしいですけど、先生が入れかわりして診察をしていただいておりますが、この中で、瑞穂病院に統合し、安定した診療体制の整備を図ることが必要であると、こう言って述べら

れておりますが、質美の方が「診療所がなくなるんか」と、質美の診療所も古い歴史があります。財産区の補助を受けながらやってきた経過があるんですが、やはり地域に根差した地域医療、質美なんかは特に老人車を押しながら、ぼつぼつ2回も3回も一服しながら質美の診療所に行っている方を見かけますが、そういった方は本当に、「ここの保育所はなくなるは、投票所は一つになるは、この質美はどないなるのやろな」という不安の声を聞くんですけど、ましてこういった命にかかわる質美の診療所の存続をものすごく心配される声が聞かれるんですけど、その点、今この中で入っております瑞穂病院に統合するということは、診察をしないということになるんですかね。そこら辺がもう一つわからないので、どういった経緯でこういうふうに書かれているのか、説明いただきたいと思います。

それと、投票所の件であります。確かに、これは選管で再編案を出されて、6月1日に決定されるようなことをお聞きしました。じゃなかったですか。6月の1日に決定をしたいようなことを常任委員会のお聞きしたんですけれど。

この案を見せていただいて、町長もそういった目的を今おっしゃいました。地域バランス、公平性の確保、そして施設の環境の確保、そういったことをおっしゃいましたが、この地域バランスと公平性の確保の中でも、旧小学校区を投票区とする、また選挙人の人数なり距離なりを踏まえてのこういうことになったんやないかとは思いますが、やはり一番住民にとっての権利、投票する権利、やはり棄権がないということがまず大事なことやと思います。

これを、質美の場合は、これまで4カ所あったものが1カ所になります。この中に載っているのは、振興センターに行くことになっておりますが、そうした場合、やはり交通弱者の方やお年寄りの方をどういうふうに投票所まで送り迎えをされるのか。

常任委員会のおときには、選挙管理委員の委員長さんはバスをというようにおっしゃってました。旧和知でそのように行われていたということで、決まったとは聞いておりませんが、バスをということでもあります。

しかし、そのバスをもし出されるにしても、その方の行きたいときにそのバスに乗れるわけではないです。その方の体調もあります。そして、特にこれだけ高齢化になれば、お年寄りの方も、そのときそのときによって体調も崩れれば、いろんな事態が起こりかねないと思うんですけども、そうしたことによって棄権をするということにはならないのかと、その辺を私は心配するのと、この中に、選挙事務の合理化及び経費の節減となっております。この間の説明では、250万円足らずが節減できるようなことは説明を伺いましたが、もしこれはバスを出すとすれば、またそれはバス代がかかりますよね。

そういった点から見ても、やはり先ほども私が言っています、やはり投票所は歩いていけ

る範囲内で、そして、今投票しやすい施設環境の確保と、バリアフリー化とか、土足で上がれないとか、いろいろ今までの投票所の場所場所によっては違うところがあると思います。しかし、バリアフリー化でしたらそのところにそのときだけ板を渡すとか、そして土足で上がれないのであればそこに何かブルーシートなどを敷くとか、そして靴を脱いだりしなくても上がれるとかそういったことも考えたらできるんじゃないでしょうか。その点の考え方、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

そして、和知は6カ所であります。そういったことも公平性のバランスの中で考えはったのかなとは思いますが、和知の広報をちょっと見せていただきましたら、もう30年前から6カ所なんですね。30年いうたら今ほど高齢化ではないと思うんですね。しかし、今本当に和知は高齢化、どこでもそうですけれど特に高齢化やと思います。だからこそ、私は減らすのではなく増やすということも考えるべきではないかと私は考えますが、その点もひとつ町長の考えをお伺いいたします。

それと、次は公共施設の遊具の安全と点検であります。先ほどそれぞれ小学校にしる、保育所にしる、月1回点検をしていると、教職員でしていると。目視でもあろうとは思いますが、先ほども言うていますように、金属も土の下に埋まっている部分は見えないわけありますので、やっぱり専門業者でちょっと調べて点検をしていただくことも必要であると思いますので、ぜひその点も近いうちにもしていただいたらどうやろうなと思います。

それと、質美保育所の跡地の利活用の件であります。この間、協議会がありまして、堀副町長、そしてそれぞれ、瑞穂の支所長なり、担当課長がわざわざ夜来ていただいて、まず町の考えをお聞きしたいということでおいでいただきました。

その中で、堀副町長は、町としては建物は利用しないと、更地にしたいんやと、早く手放したいんやということをおっしゃっていました。と思います。私は、メモしていますので。それは町のお考えで、はっきりされたとは思いますが。

質美のアンケートをとった中で、やはり一番多かったのは交流場所、住民の交流する場所として使ってほしいなど。またお年寄りの中では、そういった「家で今一人でおるさかい、やっぱりそういったところが欲しいな」というのもあれば、「やっぱり地理的に高いので、そこら辺もちょっと難しいな」というアンケートも書いてありますが、やはり120名という方の「活用してほしい」という願いがありますので、今も協議会の方でまた協議を進めていくわけですが、維持管理はもう地元でしてくれというふうにおっしゃられましたが、やっぱりそういった質美が保育所を私たちが「保育所をつぶしてくれ」とか、「この保育所は要らない」とか言うた覚えはなく、一方的に町の方から子どもが少ないからとかそういったこ

とで保育園を廃園にしたのであって、やはりそういった言い方ではなく、町としても、今町長も一緒に協議するというをおっしゃっていただきましたが、いろんなところのそういった公共施設の利用しているところ、今インターネットでもありますので、「こういったところの活用もしているよ」とか、「こういったところを視察してみてもどうや」とか、そういった相談を受けてくれるような窓口担当課を据えるとか、そういったこともやはり考えてほしい。そういうことが地域の方からは、「それやったらもう質美を残してもろて、もしこの先あかんようになったら、自分らでこれを始末せんなんのか」というたら、もう活用したい人が多くても、手放したいという方向に行きかねませんので、やはり町としてはそういった公共施設であるので、前向きに検討してはどうやと、町としてはできるだけことは協力すると、そういったことをしていただきたいということを私は思いますので、ぜひお力になっていただきたいと思います。

また、それぞれのNPOなんかでそういった団体の方が、こういったことに使いたいなどおっしゃるのであれば、無償で貸していただけるのかどうかと、そういった声もお聞きします。その点も町としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 坂本議員の再質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、業者の処分の問題でございますが、先ほども今西議員にも少しお答えをさせていただいたわけでございますが、どういう考え方でおるかということでございますので、もう少し突っ込んで申し上げさせていただきますと、先ほども申し上げましたように、京丹波町の工事等、契約に係る指名停止措置要領第2条に基づいて、不正行為等に基づく措置基準を適用すると、指名停止期間は12カ月ということになるわけでございますが、本件については非常に悪質で、合併間もない本町に多大な悪影響を及ぼしたことから、その第4条、指名停止期間の特例というのがございまして、第4項の特例を適用することとし、期間は2倍の24カ月の指名停止の行政処分を予定いたしておるところでございます。

先ほど議員ご指摘の、役員の交代等につきましては、報告は受けておりません。

それから、地域医療の関係でございますが、当然いろいろ審議会でも広範な角度からご検討いただいて、それぞれその考え方をお示しいただいたわけでございます。

特に、議員もご指摘のように、その中には医師不足もあるわけでございますし、経営改善等も現実的な課題としてやらなければ、いくらこのことが町民の安心・安全をとということの領域でありましても、いわゆる持ちこたえられなくなればどうにもならんわけでございますので、やはりそうならないために、先ほど申し上げましたように、改善策を講じていかなければ

ればならないというふうに思っているところでございまして、現時点ですぐさま質美診療所を瑞穂病院に統合するとか、そういう極論ではなしに、先ほども申し上げましたような、できるところから改善をしながら、また当然のことながら、町民の皆さん方に現状の説明、そしてまたどう改革をしていくかという説明もさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

投票区の再編でございしますが、いろいろそれぞれ思いは理解をさせていただいておるわけですが、現実といたしましては、先ほども申し上げましたように、合併をしたということもお考えをいただいて、やはりそこには、それぞれの地域がバランスと公平性の確保がされていなければならないというのは当然であろうというふうに思いますし、このことは合併までに調整がされるべきものであったというふうに思っておりますが、なかなか短時間の中でそのことが調整がつかなかったということで、現在まで持ち越しになっていたということでございます。

本町といたしましては、速やかにそうした是正をして、一定の基準を持ちながら、それぞれの地域が公平性を確保されるようなものでなければならないというふうに思っておりますので、先ほど答弁をさせていただきましたとおりの私も認識に立っているところでございます。

今後のそうした基本的な考え方に立っての投票所の環境の問題でございますとか、あるいは足の確保でございますとか、こうしたことにつきましては、今、選管でそれぞれご検討をいただいているということでございますので、そうした手法が確定をすれば、また住民の皆さん方にお示しができるのではないかとこのように思っております。

つけ加えてでございますが、当然のことながら、こうした再編につきましては、町民の皆さん方への啓発、周知が大切でございますので、今後実施いたします町政懇談会等の中で、そうしたことにつきましても説明をさせていただきたいなというふうに思っておるわけでございます。

また、この7月に第21回の参議院の通常選挙が執行される予定でございますが、この選挙におきましては、従来どおりの投票区にて執行することといたしておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

遊具等の安全確認点検等につきましては、仰せのとおり、今後も専門家の目が必要な場合はそのように対処してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、質美保育所の利活用の問題につきましては、議員もご承知のとおり、建物自体も相当老朽化をいたしておりますし、非常に地域としては高台にあるということもございまして、

道路の関係、いわゆる進入路の関係等も非常に条件の余りよいとは言えないところでもあるわけですが、先ほども申し上げましたように、本当に地域の皆さん方がこの施設を非常に大事にされてきたことは事実でございますし、そうした老朽化した建物でありまして、やっぱりこういう形で使っていきたい、あるいはまた、それを生かしながら地域としての活性化につなげたい、こういう思いもお聞かせをいただく、そんな場を設けさせていただいて、ともども考えていければというふうに思っているわけですが、なかなかそうした面で、アンケート等もとっていただいたというふうに伺っておるわけですが、けれども、残してほしいという思いと、ならばどうして使うのかということとはまた別問題だというふうに思っておりまして、その辺をより具体的に提示をいただかないと、堀副町長が行かせていただきまして申し上げましたのは、現実的な課題として、具体性のないものをいつまでもあの状態で管理していくことは非常に難しいということで、何もなければ極論として更地にしたいと、こういうことでございますので、あわせてご理解をいただきたいというふうに思っております。

最終的に、NPO法人等で無料でということもあるわけですが、なかなかその辺も難しいものがあると思います。こちらも施設の使用料等も定めておりますので、そこだけ特別にというわけにもまいりませんので、その他のものと整合性を保ちながらということになろうかと思えますし、今後そうしたことも含めて、どう地域の皆さんが理解をされて活用の道を見出していただく、行政ももちろんかかわらせていただいて、一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 堀副町長。

○副町長（堀 郁太郎君） ただいま、坂本議員の方から2回目のご質問をいただきまして、旧町の中ではどういう体制かというふうなお話でございました。

私を知る範囲では、現認をしたものも、確認したものもございませんので、なかったというところでご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩を行います。

1時55分から、再開いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それでは、ただいまから、通告書に従いまして、私は次の3点につきまして町長にお尋ねをしたいというふうに思っております。

なお、先ほどもほかの議員からの質問等重複しておる点もございますので、できるだけ簡潔にお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず1点目に、企業誘致の問題につきまして町長にお尋ねしたいというふうに思っております。

京丹波町が誕生しまして、約1年半が経過をしてまいりました。この間、合併協議に基づきまして諸施策が推進をされまして、旧町の施策や地域の特色の違いなど、さまざまな課題を乗り越えてスタートしてきましたが、今、行政にも、また住民にも、行財政改革や地域の活性化に向けた新たな課題が見えてまいりました。

そうした中で、今後10年間にわたりますところの京丹波町のまちづくりの指針となる京丹波町総合計画の基本構想が先般策定をされたところでございます。

この計画では、町の将来人口を、畑川ダムなどの新規水源の確保や、また京都縦貫自動車道をはじめとする道路交通網の整備、またJR山陰本線の複線化、働く場の確保など、各種施策の推進によりまして若者定住のための基盤が整備をされ、10年後の平成28年の人口を1万8,000人、また将来的には2万3,000人を目指すとしておるところでございます。

しかし、一方、現実を目を向けますと、京丹波町も急激な少子化、高齢化の波に見舞われまして、そして基幹産業であります農業や林業につきましても不振が依然と続いているというような実態がございます。

経済はよくなりつつあるというふうには言われておりますけれども、一方では、地域間における格差はさらに広がる一方であります。

多くの自治体が地域経済の活性化を最重要課題としておりますけれども、高齢化率が31%、そしてまた人口が年々減少する過疎の我が町におきましては、商工業もご承知のとおり余り期待もできず、町の活性化は失われていく一方であります。

ここ5～6年は、みんなで力を合わせて集落を維持できても、5年、10年もたちますと大変な事態になるというようなことを危惧するものであります。

今後、この基本構想を、先般策定されました基本構想をもとに、10年後の人口1万8,000人に向けて具体的な実施計画の策定が急がれるところでありますけれども、今回の総合計画の策定によりまして住民アンケートによりましても、若者が京丹波町に定住するために何が必要かという質問に対しまして、43%の方が企業誘致による働く場の確保が必要とい

うふうに答えております。

今後、若者の働く場の確保が、人口増に向けての最重要課題の一つではないでしょうか。そこで町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

平成19年度の町の主要施策の概要によりますと、京都中央テクノパークを中心とした企業の誘致、それから誘導を図り、生産性の向上と就労の場の確保に努めるとしております。京都中央テクノパークは、当初、株式会社フジタと協定を締結し、企業誘致に向けて取り組みがなされてまいりましたが、その後、企業の倒産等によりまして、現在では転売をされているというふうにお聞きをしておるところでございますが、今日までの経過と現状につきまして明らかにされたいというふうに考えております。

また、現在、テクノパークでは、45区画のうち7社が操業されておりますけれども、現在、誘致に向けた具体的な話があるのかどうか、その点についてもあわせてお伺いをしておきます。

なお、また土地の転売等によりまして、現在では当初の計画というものがなし崩し的に破棄されている現状のもとで、企業責任を明らかにすべきというふうに考えますが、どうでしょうか。

また、今後、用途についても見直すというようなことが言われておりますけれども、具体的にどのように見直しをされるのかにつきましてもお尋ねをしておきたい、このように思っております。

また、京都府の市町村企業誘致の推進連絡協議会に京丹波町も加盟をしておりますけれども、18年度の実績はどうであったのか、また協議会加入のメリットはどこにあるのかにつきましても、あわせてお尋ねをしておきます。

次に、2番目に道路網の整備につきましてもお尋ねをしたいというふうに思いますが、本町には国道9号、173号、27号の3線が走っておりますけれども、将来的には京都縦貫自動車道も整備をされまして、瑞穂、丹波、和知間の地域間交流も図られ、ますます生活圏益の広がりが期待をされるということございまして、京丹波町の目指す将来像は、道路網の整備の上に成り立つものと考えております。

あわせて、これら旧町間を結ぶ国道とともに、本町の幹線道路であります府道につきましても、主要地方道が5路線、また一般府道11路線で、今日まで順次整備がなされてまいりましたが、まだ狭隘な区間が未整備のまま現在まで残っているというのが実態でございます。

そこで町長にお尋ねをいたします。

新町のまちづくり計画によりますと、京都府は新町の建設を支援するために、綿密な連携を図りながら新町の一体性の確立や、安心・安全のまちづくりの事業を積極的に支援しております。中でも、新町の一体性の確立を支援するために、主要地方道丹波三和線、舞鶴和知線、また一般府道の広野綾部線、篠山丹波線、遠方瑞穂線の整備を進めるとしておりますけれども、京都府では具体的に年次計画などが策定されているのかどうか、また、町長はこのことについて京都府に対してどのような要請をされてきたのかにつきましてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

あわせて、これら府道の現在の進捗状況と今後の改修見通しにつきましてもお尋ねをしておきます。

また、丹波三和線の質美地区につきましては、ご承知のとおり、十数年前に用地買収や家屋移転の提示がなされたまま、今日まで具体的な進展がない、そういう家庭もあります。下水道や家屋改修もできずに困惑をしておるといような実態もお聞きしておるんですけれども、今後の計画につきましてどのようにしておるのか、その点につきましてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、府道の上野水原線についてですけれども、この道路につきまして、現状では改修が長年ストップしたままという実態がございます。

瑞穂地域では、JRの下山駅への生徒の送迎など、通勤、通学になくはならない生活道路でありまして、現在も車両の通行が激しい路線でありまして、早急な改修をすべきであるというふうに考えますが、この点につきましてどのようにお考えか、お聞きをしておきます。

京丹波町の総合振興計画では、JRの下山駅を京丹波町の玄関口とされておりましてけれども、瑞穂から丹波に通ずる道路網の整備をどのように考えておられるのかにつきましてもお伺いをいたします。

今日、府道の改修に向けましては、地元の沿線住民を挙げて、20数年来より建設の促進協議会を立ち上げられ、そこを中心として要請活動等積極的に取り組みをいただいております。町といたしましても、一層連携をとっていただき、運動を強め、早期に改修に努めるべきであるというふうに考えておりますが、その点につきましての町長の見解をお聞きしておきます。

次に、選挙の投票所の廃止といえますか、再編問題につきまして町長にお尋ねいたします。

先ほど来より、ほかの議員からのご質問がありましたので、極力重複する点は避けたいというふうに考えておりますけれども。

今回、町の選挙管理委員会におきまして、投票所の見直しが協議をされまして、旧瑞穂地区につきましては、従来の19投票所が9カ所に大幅に縮小されるとお聞きをしております。年々、若者をはじめ、多くの有権者の選挙離れ、政治への無関心層が増加する中で、投票率は低下の一途をたどっております。

このような中で、本町のような過疎と高齢化が進み、交通機関も少ない地理的な状況の中で、投票に行くにも困難な実態があります。

期日前投票制度ができたことで、若者にとっては便利でも、交通の便のない高齢者には余りにも遠くなり、町域の広がりとともに、遠くなった投票所が選挙への関心の低下となってあらわれないかと危惧するものであります。投票で投じる一票一票は、唯一有権者が直接政治に参加し、権利を行使するものでありまして、この権利は最大限尊重しなければならないと考えるところでございます。

そこで町長にお尋ねいたします。

今回の見直しは、有権者数や距離等を考慮し、再編したとのことでございますけれども、公平性の観点から言いますと、山間地や過疎地に住む高齢者にも十分配慮し、投票所を増やすなどの、そういう等しく投票の機会を与えるのが公平の原則と考えますが、どうでしょうか。

今回の再編は、交通手段のない高齢者などの投票の機会を奪うことになり、そのことが選挙への関心の低下と相まって、有権者の選挙離れ、政治不信に一層の拍車をかけるものというふうに考えますが、どうでしょうか。

あわせて、投票率の低下は火を見るよりも明らかというふうに考えますが、町長はどのようにお考えか、お尋ねをしておきます。

町民の審判を受ける立場の町長として、今回の再編は町民の意向に沿ったものと考えられておるのか。住民への周知など、十分説明をすべきでありまして、今性急にこの変更をする必要がどこにあるのか、町長の見解をお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山内武夫議員の質問にお答えをいたします。

まず企業誘致についてでございますが、経過と現状を申し上げさせていただきたいと存じます。

株式会社フジタは、会社更生法により、不動産部門を株式会社ACリアルエステートが引き継ぎ、平成16年5月、未売用地36区画すべて不動産会社、株式会社エムエフケーへ転売いたしました。

その後、株式会社エムエフケーは、共同事業者とされる西洋建設株式会社に転売いたしましたが、売買契約不履行による弁護士調停となり、現在、株式会社エムエフケー20区画、西洋建設株式会社16区画の所有となっております。

この土地売買、所有権移転は、不動産会社に転売したものであり、「工場等を立地する企業以外には土地の所有権を譲渡しない」という本協定を一方的に反古、効力のないものにしたものであります。

協定書の効力については、顧問弁護士とも相談いたしましたが、民法上の協定書の効力は紳士協定にすぎず、第三者に渡った段階から効力は発しないとのことであります。残念ながら、法的に企業責任を追及することはできません。

現協定書には、「製造工場等の立地」と明記され、製造業の立地に限定されているわけでございます。

幅広い業種の立地を促すため、例えば27号バイパスの開通に伴い、運輸業に含まれる貨物運送業や倉庫業などへの用途拡充はどうか、調査を始めております。既に、地元区をはじめ、団地組合や土地所有者との調整に入っております。現在の社会情勢に応じた用途指定を図りたいと考えております。

3点目の平成18年度の事業実績といたしまして、5万円の会費をおさめております。府内では、本町のほか、19市町村、計20団体が加盟しております。市町村の会費と京都府の分担金が財源となり、年間予算額270万円で運営をされています。

事業としては、各市町村にある工業団地等紹介パンフレットの作成、全国的なセミナーやビジネスフェア、博覧会等々においての企業誘致PR活動を行っております。他に、全国約1万5,000件の企業に対して、意識調査や用地の紹介も行っております。ホームページによります用地紹介や優遇制度の紹介などもされておるところでございます。先進地視察も実施しておりますし、法改正の説明を行う講習会等も行っております。

加入のメリットとしては、このように町単独ではなかなかできない全国規模のPR活動やネットワークを構築することで、用地紹介等の情報提供を即座に受けられること、京都府と本町の優遇制度をあわせられること、京都中央テクノパークが抱える土地所有者間の問題解決に向けて、具体的指導なり援助も日常的にいただいていることなどがメリットとして挙げられるわけでございます。

次に、道路整備についてでございます。

府道改修につきましては、路線ごとに協議会等を構成いただき、関係市町とともに、町議会及び地元役員等で早期完成の要望活動を行っております。

また、毎年府と町の担当課で、当該年度事業実施協議を行い、府により計画的に事業を進めていただいております。

改修の見通しでございますが、京丹波三和線につきましては、質美地内の1.8キロ区間を3工区に分割して、計画的に実施いただく予定でございます。

本年度は、宅地補償1戸及び売買登記ができれば、一部の工事と用地調査をいただく予定でございます。平成20年には、残りの宅地補償に入る予定でございます。

舞鶴和知線でございますが、継続事業として上栗野～細谷間において道路築造工事が計画されております。

広野綾部線でございますが、延長1.6キロの測量試験及び設計を実施予定でございます。

篠山京丹波町線でございますが、中畑地内の延長750メートル及び取り合い部の工事を施工中でございます。

平成19年は、その中の路体・路床盛土延長100メートル及び換地清算による用地費を支出予定して、平成20年には舗装工事を予定いただいております。

遠方瑞穂線でございますが、鎌谷奥地区の測量試験を実施予定でございます。

上野水原線につきましては、人家が連帯する区間は改良済みであります。井脇～坂井間の山間部については未改良の状況にあります。

沿線の住民の利用状況や、本町の道路網整備の観点により鑑み、本道路の改良は不可欠であると判断されますので、今後とも京都府に対し、整備促進を要望していく必要があると考えております。

次に、投票区の再編の件でございますが、さきに坂本議員にも答弁させていただきましたとおり、現状投票区における町内の不均衡の是正や、投票しやすい施設環境を主眼に、慎重に検討いただいたものであると認識をいたしておるところでございます。

近年の選挙における投票率の低下は、全国共通の傾向であります。日ごろから政治に関心を持っていただく常時啓発が大事であるとともに、有権者の審判を受けた政治家が政治不信を招かないように、しっかりとした政策を実現していくことも必要だと考えております。

以上、山内議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それぞれ答弁をいただいたわけですが、再度何点かにつきましてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

まず第1点目は、企業誘致の関係でございますけれども、聞いておりますと、現在幾つかの企業から操業の意向と申しますか、相談もあるというようなこともお聞きをしておるんで

すけれども、現在聞いておりますと、2社の不動産会社が土地を所有されておるという中で、しかも一方的に協定無視をされておるといような実態があるわけですが、法的に責任というのが追及できないといようなこととお聞きしておりますが、このような無責任な会社が窓口では、いくら優秀な企業があそこへ誘致をするといえますか、入ってきたいと思っても、なかなか二の足を踏むといような実態もあるんやないのかなといようなことを考えております。

早期に、ごね得といえますか、そういうようなことを許さないという立場で所有権問題を早期に整理をしていただきたいなといようなことを思っておりますし、また、用地問題につきましても、現在、地元ないし、また現在操業されております企業にも説明といえますか、そういうようなことで話をさせていただいておるようですが、やはり当初、住民ないし企業の方にもいろんな用途問題等でいろんな合意をされておる面があるといふふうに思いますので、一刻も早く説明、また理解を求めていただいて、住民の方にも安心を与えるべきやといふふうに考えておりますので、その点もよろしく願いをしたいといふふうに思っております。

それから、もう1点、18年度の当初予算で、企業誘致対策事業費といものを予算化されておりましたけれども、去る3月の最終補正予算で全額が減額予算といようなことで削られておりますが、どういような実態であったのかといものをお聞きしたいのと、今も聞いておりますと、企業誘致の推進協議会、18年度の実績は、5万円の会費の納入だけで、パンフレットも作成されたといふふうに聞いておりますけれども、肝心の京丹波町の分が載っておらんといものが実態でございますので、今後やはり京都府ともいろいろと連携をとっていただいて、またアドバイスやら指導を受ける中で、誘致に向けて積極的に取り組んでいただきたいといようなことを思っておりますが、その点につきましても一遍お聞きをしておきたいといふふうに思います。

それから、道路網の整備についてですけれども、先ほど進捗率のことを聞いたんですけれども、今のところはまだ不明のようでもありますけれども、1点、新町のまちづくり計画の中で、先ほども言いましたけれども、具体的に府道の改修といものをうたっておるわけなんです。合併後の新町の一体性の確立を図るために積極的に支援をするといわれておるながら、現在工事の方を順次進められておりますけれども、なかなか具体的に全線開通までのそういう計画といものが示されておらん実態といえますか、現状にあります。

町長といたしましても、やはりこういう京都府との約束事がございますので、積極的に京都府の方にも要請をしていただきたいなといようなことを思っております。

また、府道のことですので、先般も府会議員の選挙がございまして、地元の選出の府会議員もおられるわけですし、府会議員の選挙公約にも府道の早期改修というようなことが大きく公約として上げられておった実態もございまして、そこらの府会議員等とも京都府等の窓口になってもらって、強力に推進要請をされるべきやと、してもらいべきやというふうに考えておるんですけれども、その点につきましてもお伺いをしておきたいというふうに思っております。

それから、最初の選挙の投票所の再編の件ですけれども、これも先ほどの議員にもお答えがあったところなんですけれども、聞いておりますと、公平性やとか財政面からまずは見直したというようなことをお聞きするんですけれども、まずは第一に投票に行きやすいようにする、投票しやすいようにするというのが、これは見直しの私は大前提やないかなというようなことを考えております。

今回の再編は、町民の意見やとか有権者の思い、そういうものを最優先に私は検討すべきであるというふうに考えておりますし、不均衡の是正というようなことを言われておりましたけれども、是正ということであれば、不便な方に合わせるのではなくて、やはり行きやすい、そういう便利な方に合わせるのが、これは私は是正やないかなというようなことを考えております。

町長は、今回の見直しについて、本当に有権者の意向に沿ったものと思われておるのかどうか、その点につきましてももう一度改めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

また、もう1点、財政の節減の観点ということも付随してあるわけなんですけれども、そういう観点から言いますと、一つには開票時間の短縮などのそういう改善問題、今京都府挙げてそういう開票の迅速、正確化というようなことも検討されておるようなんですけれども、それによりまして、時間外手当の方も相当縮減されるというようなことも聞いておりますし、また一方では、期日前投票というのが定着してきたというようなことを聞いておりますが、従前の8時まで、以前は6時やったんですけれども、今現在8時までの投票時間になっておりますけれども、そういう期日前投票制度等が導入された今日、8時までの投票時間でいいのかなど、投票所の設置箇所の検討以外にも検討すべき、私は課題がもっとほかにあるのやないかなというふうなことを考えております。

そういう点につきましても、どのように検討されておるのかどうか、その点につきましてもお尋ねをいたします。

あわせて、午後6時から8時までの投票率、投票者数ですね、何名なのか、何%なのか、その点もあわせてお伺いいたしまして、2回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 山内議員の再質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

企業誘致の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、現在36区画残っております、それを2社が今保有をしているということでございます。

もちろん、この2社も土地を保有することが目的ではないはずでございますので、やはりこれは本来の目的に使われることこそがこの2社にとっても企業利益につながっていくものだというふうに思っております。

そうした中で、先ほど申し上げましたように、いろいろ当社間のトラブルはあったかに聞いておりますけれども、これは私どもが口を挟むところではございませんので、当事者間で解決をいただかざるを得ないというふうに思っておるわけでございますが、今後、先ほども申し上げましたように、製造業ということでそれぞれ2社にもお願いをしておるところでございますけれども、やっぱり社会情勢の変化等もあるわけでございますので、今後のそうした情勢に応じた用途指定等についても今後相談をしながら、本来の目的に沿った形である場所が生かされるように、町としても努力をしてまいりたいというふうに思っております。

京都府の協議会のパンフレットに京都テクノパークが掲載されていないではないかということでございますが、今申し上げましたような問題もございましたので、今掲載はされておられません。ご了解を賜りたいというふうに思っております。

次に、府道を中心とする道路網の整備でございますが、主要道を軸にしながら、16路線あるわけでございます。先ほども進捗状況等も説明をさせていただいたわけでございますが、背景的には右肩上がりのバブル期以前は、京都府の公共事業も1,500億ぐらいあったわけでございますが、現状は3分の1の500億程度になっておるという状況の中での府道の整備というのは、非常に遅れてきているのは現実でありましょうし、また費用対効果の問題も言われておるわけでございます。

交通量がどれだけあるのかということも言われておる中で、それをいかにそれぞれ、先ほど申し上げました促進協議会等で強力に京都府に要請をしながら、今頑張らせていただいておりますし、また地元府会議員の先生とも連携をしながら、なお一層、本町にとりましてそれぞれの府道の整備が本当に我が町の生命線とも言えるべき性格のものであろうというふうに思っておりますし、一日も早くそれぞれの路線が整備されることを望んでおるわけでございますが、背景的なものも一定理解しつつ、できる限り、先ほど申し上げました府の年次計画にさらに上乘せをいただいで進めていただくように、強く要請をしてまいりたいというふうに思っております。

投票区の再編でございますけれども、基本的には私は、先ほどから申し上げておりますように、やっぱりそれぞれの地域性を言うのではなく、京丹波町としてどうあるべきなのかということを議論していただきたいというふうに思っております。

そうした意味では、今回の選挙管理委員会が示されております再編案は妥当性があると、私は先ほどから申し上げておるとおりでございますし、その中にこれからのいろんな課題も含まれていることは事実だろうというふうに思いますし、そのことは住民の皆さん方に説明をしたりする中で、あるいはまた再編をした後の課題も出てこようかと思えます。

そうした点一つ一つにつきましては、今後の課題としてまた解決をしていかなければならないことはあるだろうというふうに思いますし、基本的には、やっぱり投票するということはそれぞれ有権者の権利でございますし、自分のところの家でできなければいけないという極論もあるかもしれませんが、そうはならないわけでございますし、数は多いほどいいということには私はつながらないというふうに考えております。

6時から8時の投票率等につきましては、事務局の担当の方で答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 予算の件につきましては、商工業振興事業に関する部分だと思っております。ですが、ちょっと今少し記憶が薄らいでおりますので、後日調査いたしまして報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 選挙の関係でございますが、一つは開票時間の迅速化というご質問もいただいております。

さきに行われました府議選でございますが、報道もされておりましたように、町村ではうちが一番開票時間が長くかかったというような事実もございます。

それぞれ、今、開票の迅速化が言われておるところでございますし、選管同士のそういった勉強会を踏まえまして、次期の選挙から迅速化に努めたいというふうに考えております。

なお、これは結果論という話ではございますが、例えばこの再編を行われたといたしますと、投票箱の数も格段に少なくなるわけでございますし、そういった意味での開票作業にかかる時間も短縮もなるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、お問い合わせの午後6時以降の投票者数の関係でございます。これも、府議選のデータで言いますと、投票所で投票された方が8,391人でございます。そのうち、午後6時以降の投票者数が795人ということになっております。率といたしましては、9.

5%が午後6時以降の投票された数であったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それぞれ答弁いただきましたが、もう1点だけ町長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、選挙の関係なんですけれども、町全体として考えた上で検討してほしいというようなことですが、当然そういうような立場の上で質問させてもらっておるんですけれども、今回の再編によりまして、有権者の選挙離れが進んで投票率が低下するということになると、大変な問題になるというようなことで思っておるところでございますけれども、聞いておりますと、この説明を町政懇談会で説明されるというようなことを聞いておりますが、そうなりますと、旧町の小学校区ごとといいますか、それ単位で開催をされるということになろうというふうに考えておりますが、それでは十分有権者の意見が反映されたものとは言いがたいんじゃないかなというようなことを考えておりますし、また短時間で、しかも一回切りの説明では、町民に理解を得られると思われるのかどうか、その点も疑問に感じるところでございます。

聞いておりますと、区長会でももう一度また説明をするというようなことを聞いておりますけれども、どのような方法で今後説明する機会を設けられるのか、その点につきましてもお伺いしておきたいというふうに思いますし、町長が常々言うておられます「住民参加のまちづくり」の観点からも、こういう言ってみれば一方的なやり方は町民に不信を招くだけやというようなことを思っておるんですけれども、再度町長の答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 投票区の再編につきましては、住民の理解を求めていきたいということでございまして、その一つの方法としては、町政懇談会で行ってございまして、あるいはまたほかの広報でございまして、いろんな機会をとらえて周知徹底を図っていきたいというふうに考えてございまして、先ほども申し上げましたように、7月に予定されております参議院の通常選挙には、少し時間的な余裕もございませんので、これは従来どおりの投票区で執行させていただくと。それ以後の選挙等にかかわりましては、今お示しをさせていただいております25投票区で選挙を執行したいというふうに考えてございまして、それぞれ多くの皆さん方にご理解をいただけるように周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 2時39分